

環境社会配慮助言委員会 第109回 全体会合

日時 2020年1月10日（金） 14:00～17:06

場所 JICA本部 111・112会議室

（独）国際協力機構

助言委員（敬称略）

織田 由紀子	JAWW（日本女性監視機構） 副代表
掛川 三千代	創価大学 経済学部 准教授
源氏田 尚子	公益財団法人 地球環境戦略研究機関（IGES） 東京サステナビリティフォーラム フェロー
作本 直行	独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO）環境社会配慮専門家
重田 康博	宇都宮大学 国際学部 教授 特定非営利活動法人 国際協力 NGO センター（JANIC） 政策アドバイザー
島 健治	株式会社三井住友銀行 国際審査部 国際環境室 室長
鈴木 孜	元アークコーポレーション株式会社 元技術部長
谷本 寿男	元恵泉女学園大学 人間社会学部 教授
寺原 譲治	城西国際大学 環境社会学部 教授
林 希一郎	名古屋大学 未来材料・システム研究所 教授
原嶋 洋平	拓殖大学 国際学部 教授
日比 保史	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン （CI ジャパン） 代表理事
村山 武彦	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 教授
山岡 暁	宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授
山崎 周	株式会社三菱 UFJ 銀行 ソリューションプロダクツ部 サステナブルビジネス室 室長
米田 久美子	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹

JICA

中曾根 慎良	審査部 次長
加藤 健	審査部 環境社会配慮審査課 課長
小島 岳晴	審査部 環境社会配慮監理課 課長
竹田 幸子	東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課 課長
大井 綾子	アフリカ部 アフリカ第三課 課長
加藤 真理	アフリカ部 アフリカ第三課 企画役
竹内 卓朗	南アジア部 南アジア第一課 課長
小井手 聡太	南アジア部 南アジア第一課

調査団

吉田 和広	いであ株式会社
-------	---------

午後2時00分開会

○加藤 それでは、時間となりましたので、始めさせていただきたいと思います。皆様、新年、おめでとうございます。本年も何卒よろしくお願い申し上げます。

ただいまからJICA環境配慮助言委員会第109回の全体会合を始めさせていただきたいと思います。

毎回のご案内で恐縮ですけれども、マイクの使用時の注意点について説明をさせていただきます。逐語録を作成しております関係で、ご発言される際には必ずマイクを使用してご発言いただきますようお願いいたします。ご発言の際にはマイクをオンにし、発言が終わりましたらオフにしてください。マイクは三・四名の方に1本程度のご用意をしておりますので、適宜、マイクを回してご協力いただければ幸いです。

本日はオブザーバーの方が3名おられます。設置要領に基づきまして、オブザーバーの方が発言される際は、議事進行役の判断で発言いただくこととなりますので、挙手の上、ご発言いただければ幸いです。

また、JICA側の説明者は逐次事案によりまして入れかわりが生じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の司会進行を、原嶋委員長、お願いいたします。

○原嶋委員長 それでは、改めまして、本年もよろしくお願い申し上げます。

それでは、第109回の全体会合を開催させていただきたいと存じます。お手元の議事次第に従って進めさせていただきたいということですが、順番を若干入れかえさせていただいて、1番目に開会がございまして、その後、案件概要説明となっている資料があるかもしれませんが、その前にワーキンググループのスケジュール確認を先行させていただきたいと思いますので、まず、事務局から確認をお願いします。

○加藤 議事次第の裏側にございます日程表をご覧くださいと思います。この日程表の中で3月20日の金曜日が祝日に当たっておりますので、3月20日にかえて3月19日木曜日にワーキンググループを開催させていただきたいと考えております。通常と異なる木曜日の開催となりますので、またご都合のよい委員の方を新規に募集をさせていただきたいと思います。

また、配付資料のとおり、担当委員の方々を割り振らせていただいておりますので、ご都合の悪い日程がございましたら、ぜひこの場でご指摘をいただければと思います。特に包括的検討ワーキンググループも入っております関係で、1週間から10日の間に3回お越しいただくような、かなりご負担がかかるケースもございますので、そういったところも踏まえて、ご都合がつかない場合にはぜひお申し出いただければと思います。また、ガイドラインの包括的検討に係る日程と補足説明は、また議事次第の6でご説明をさせていただきます。

ただ1点だけ、来週の1月17日についてだけ、場所が竹橋805会議室というJICAの竹橋のオフィスになりますので、東西線竹橋駅の真上でございますけれども、お間違いのないようよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○原嶋委員長 まず日程についての変更などございましたら、お申し出させていただきたいということと、あと3月19日ですか、現在ブランクになっておりますので、参加可能な委員にはぜひお申し出いただきたいと思いますということでございます。

○米田副委員長 すみません、米田です。3月16日がちょっと難しいので、19日の木曜日にかえていただければと思います。

○加藤 ありがとうございます。そのように変更させていただきます。

○原嶋委員長 ほかによろしいでしょうか。

○加藤 また2月14日、そして2月25日のワーキンググループの人数が4名にはまだ至っておりませんので、もし可能な方がおられましたら、また次回の全体会合までご連絡いただければと思います。

○原嶋委員長 それでは、また後日調整させていただくということで、もし可能な委員がいらっしゃいましたら、メールでご連絡をいただくことも含めてお伝えいただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

じゃ、これで日程確認は締めさせていただきます。

それでは、続きまして、順番としては若干変更になりましたけれども、案件概要説明ということで、本日2件、予定をしております。

まず、最初がフィリピンのダルトンパス東代替道路建設事業でございます。ご担当の方、準備ができましたらよろしくお願ひします。

○竹田 東南アジア五課の竹田と申します。よろしくお願ひいたします。

お手元の資料の3ページ目の地図を見ながら、ご説明させていただきます。

本事業の対象地はフィリピンのルソン島ですね。ルソン島の中北部に位置しますルソン島の北部のカガヤン溪谷、こちらになるんですけれども、こちらは米の生産量がフィリピン内で第2位となっておりまして、こちらの南側にございますマニラの首都圏の穀倉地帯の一つとして位置づけられてございます。このカガヤン溪谷とマニラ首都圏を結ぶ唯一の幹線道路が、現道のダルトンパスです。地図上で申し上げますと、薄くて見えにくいかもしれませんが、こちらの緑の道路ですね。これが今、現存する幹線道路、ダルトンパスになります。

このダルトンパスなんですけれども、非常に急峻な山岳地帯を走る道路で、台風等によりまして、斜面崩落や通行どめなどが発生してございます。こういったように自然災害に非常に脆弱な道路となっております。また、急こう配や急カーブにより、平均走行速度も約30kmと制限されているような状況にございます。

このような状況下、フィリピン政府は災害に強く、走行性に優れた代替道路の建設を検討してきておりました。地図上の赤い太い線ですね。こちらなんですけれども、こちらが本事業である代替道路になります。本事業は現政権のインフラ開発計画であるBuild Build Buildプログラムのフラッグシップ案件の1つに位置づけられてございます。

4ページ目をご参照ください。

本事業の目的は、今説明させていただいたとおり、ルソン島中北部とマニラ首都圏を結ぶ現道のダルトンパスの代替道路、バイパス道路を整備することによりまして交通インフラ及び走行性の改善を図りまして、地域間の連結性の強化、そしてルソン島中北部地域の経済活性化に資するものでございます。

事業内容は、トンネル、橋梁を含む2車線、約23kmと、コンサルティングサービスになります。実施機関はDPWH、公共事業道路省になります。

事業対象地域の概要は、現況は5ページにあるとおりでございます。①の南側の既設道路の部分

ですけれども、こちらは両方、田園地帯が広がっております。後ほど説明いたしますけれども、先住民族が稲作を中心とした農耕を行っています。②の事業地付近、こちらには今、小さな民家が点在してまして、同じく先住民族の居住地域となっております。③の写真は、こちらは草地になっているところなんですけれども、先住民にとっては歴史的に非常に神聖な土地とされているところになります。④、こちらはフィリピンの最小行政単位であるバランガイ、村ですね。こちらの集会場の写真となっております。

6ページ目をご参照ください。

今ご説明さしあげましたとおり、事業対象地には先住民族の先祖伝来の領域がございます。地図上の赤と青の、こちらとこちらです。こちらの網掛け部分が先祖伝来の土地となっております。左側の黄色い細い道路が現道のダルトンパス、そしてこちらのオレンジの道路が本事業の対象である代替道路、バイパス道路になります。先住民族の生計手段は農耕となっております、伝統的な習慣、生活様式も残っているようです。

想定される本事業の影響としましては、自然環境の変化による農耕への影響、社会環境の変化及び住民移転による生活様式やコミュニティへの影響などが考えられております。

7ページ目に、環境影響について書いてございます。事業対象地はフィリピン環境天然資源省によって、水源の開発、改善、活用を目的としたWatershed Forest Reserve保護区に指定されています。地図上のこの緑の網掛け部分が保護区なんですけれども、左側のこの黄色い道路が現道のダルトンパス、そしてこちらがオレンジ色のが本事業の対象路線になります。ちなみに、こちらの赤い線なんですけれども、活断層となっております。緑の網掛けの部分の保護区の真ん中の部分と、この左側の部分がWatershed Forest Reserveとされている部分になります。ほぼ全域が森林及び草地となっております、保護区内の開発行為自体は禁止されていないんですけれども、希少種が存在する可能性がございます。

右側のこちらの網掛け部分は、Casecnan Protected Landscapeとなっております、こちらはKBAに登録されてございます。

こういった社会影響、環境影響がある中での本事業の路線の代替案検討につきましては、8ページ以降でご説明いたしますけれども、代替案検討上の前提としましては、(2)にあるとおり、先住民族の史跡、お祈りの場所、そして集会場などをコントロールポイントと定めまして、全ての代替案においてこれらを回避する方針としています。ただし、対象地は東側、こちらは太平洋まで保護区が続いておりまして、現道ダルトンパスの西側はこちら側になるんですけれども、1990年の大地震で甚大な被害を引き起こした活断層、先ほどの地図で赤い点線でお示したものなんですけれども、活断層がありますし、あと急峻な地形となっております、フィリピンの環境天然資源省が制定する保護区を避けることができない状況にございます。

それらを前提にしまして、こちらのカラフルになっておりますけれども、AからDの4つの代替案を検討してございます。

9ページをご参照ください。

代替案はここに書いてございますとおり、エンジニアリング（技術・安全性）、環境社会配慮（環境影響・住民移転・先住民族への影響）、経済性（事業費・事業期間）などの要素に基づきまして、比較検討をいたしました。その結果、地すべりリスクが高い区間を避けまして、技術的フィ

ージビリティ・安全性は確保できまして、道路延長も2番目に短く、それによって社会環境面での影響も相対的に小さいと想定され、なおかつ事業費も2番目に安価で経済性も高いとされる、こちらのD案を採用してございます。

では、シート10ですけれども、こちらが調査の概要になりますが、調査内容としましては、事業の背景や妥当性、事業対象地域の現況確認調査、概略設計、実施体制・維持管理体制の検討、環境社会配慮となってございます。

11ページに、環境社会配慮事項を記載してございます。ご助言はスコーピング案とドラフトファイナルレポートについて頂戴したいと思っております。環境カテゴリ分類は、影響を受けやすい地域ということでAとなります。EIA自体は調査団が支援いたしまして、実施機関である公共事業道路省が作成しまして、環境省による許認可の取得が必要となっております。

12ページに、想定される社会、自然環境面への影響を記載してございます。この中で自然環境につきましても、特にここに書いてございますけれども、Watershed Forest Reserveの保護区内であること、またKBAが隣接していること、そして事業対象地周辺に希少種が生息している可能性もあることから、自然環境面への影響を最小限にすべく、今後の調査で影響を確認してまいりたいと考えています。

また、社会影響につきましてもこちらにございますが、社会アセスメント、コミュニティ協議を行いまして、先住民族がプロジェクトの利益を享受しまして、負の影響を最小化するためのアクションプラン、先住民族計画（IPP）を策定することを計画してございます。

本事業のRight of Wayですけれども、60m幅になってございますが、こちらの中に入る構造物が現時点で約70棟あると確認されておりますけれども、こういった用地取得、住民移転への影響につきましても今後の調査で確認してまいりたいと思っております。

最後に、今後のスケジュールですけれども、スコーピング案へのご助言を2月、そしてドラフトファイナルレポートへのご助言を9月から10月にかけて頂戴できればと考えております。

以上になります。

○原嶋委員長 それでは、この案件については2月7日にワーキンググループの開催が予定をされているということでしょうか。

○竹田 はい、そうです。

○原嶋委員長 ということですが、内容としては、トンネル、先住民、保護区、あと活断層ということで、いろいろな懸念事項もございますので、ここでご質問等ございましたら、挙手をお願いしたいと存じます。

○源氏田委員 源氏田です。先住民族の方がいらっしゃって、被影響民が約1万人というふうに書かれていますが、言語の問題について伺いたいと思っております。

スコーピング案とかドラフトファイナルレポート、多分英語で作成されるのではないかと思うのですが、これは現地語のカラングヤというふうにお読みするのでしょうか、カラングヤ語及びその他の地域言語に訳される可能性はあるのでしょうかということをお尋ねしたいと思っております。多分、アセス書を全部訳すのは無理だと思うのですが、サマリーだけでも現地語に、できれば訳してコミュニケーションをとっていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○竹田 現地のコミュニティで、こちらに記載のある言語でしか意思疎通ができないのかという

ころについてはちょっと確認をする必要があると思うんですけれども、ご提案を踏まえまして、いづれにしてもこちらで調査している内容が適切に住民の方々に理解できるような形で手段を検討したいと思います。

○源氏田委員 ありがとうございます。

○原嶋委員長 じゃ、掛川委員。

○掛川委員 説明ありがとうございました。何点かあるんですけれども、一つは、スライドの7ページで「フィリピン国では保護区内の開発行為は禁止されていない」とありますけれども、こちらは逆に利用条件とか、開発する場合の開発条件とかを教えてください。どのような規定で利用できるか、もしくはどのような規定で開発できるかということ、それが1点目です。

2点目は、今、源氏田委員が言われたことと少し似ているんですけれども、12ページ目のところにありますとおり、社会アセスメント調査であるとか、コミュニティ協議を行うとありますので、先住民の方々とどのような形でコミュニケーションをとられて、先住民の方々の意向がきちんと明確に反映できるかということをお教えいただければと思います。

3つ目としましては、9ページのほうに戻るんですが、今、最適路線の選定というのが、この「D案を採用」となっていますけれども、特にその自然環境の面で、例えば植生であるとか動物の分布図であるとか、そういったもし参考資料がありましたら、ぜひ教えてください。それが一つと、もう一つは既にこの代替案を決めた上で次のステップに移るといふことなんですけれども、今後の詳細な調査であるとか、ドラフトファイナルの時点で、この植生や動物の生態系に対して影響があった場合は、その部分だけを避けるということで、この今ある代替案が基本方針となっているのでしょうか、というところを確認させてください。

○竹田 東南アジア五課の竹田です。ご質問ありがとうございます。

まず、保護区の開発条件なんですけれども、こちらは保護区には制定されているんですけれども、こういった位置づけの保護区かというところがまだ十分にわかっていない状況でございまして、今まさに協力準備調査の中で詳細を確認している状況でございまして。

2点目のコミュニケーションのとり方についてなんですけれども、先住民の方々に対して、代表者に集まっていたいでワークショップとか、そういった形での意見交換の機会なども検討していますし、あと、コミュニティの代表者の方々へのインタビューとか、そういった形で確実に先住民の皆さんのご意向を反映できるような形で調査を進めたいと考えております。

9ページ目の植生とかなんですけれども、現時点で希少種としまして、植物、大型哺乳類、鳥類が観察されておまして、今後その文献調査とか現地調査、専門家の方々へのヒアリングを通じて確認していく予定にしていますが、これまでの調査では、ラフレシアコンスエロエというフィリピンのルソン島固有の寄生植物種ですとか、フィリピンディア、鹿ですね、哺乳類、そしてフィリピンダック、鳥類の報告が上がっております。詳細については、まだ調査中という段階にございます。

4点目の代替案を決めた上でということなんですけれども、現時点で4つの代替案がありまして、AとBにつきましては、ここに書いてございましておりに地すべりリスクが高い区間で、非常に技術的にも難しいということなので、こちらは安全性、もともとバイパス道路をつくるのが安全性確保のためですので、そちらは難しいかなと。CとDで検討した中で、相対的に環境影響も低くて、経済性も高いということでDを選んでいるんですけれども、現段階で基本的にはこちらを基本にし

て調査を進めていきます。もちろんこれを今後進めていく中で、環境や社会配慮への観点から改善策、どういった緩和策がとれるのかとか、そういったことを検討した上で、さらには詳細設計の段階でアライメントとか、そういった細かいところの調整はすることになると思うんですけれども、検討をしていきたいと考えてございます。

よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 ひとまず、日比委員からお願いします。

○日比委員 ありがとうございます。既に少し、情報提供をいただいたところで重なる部分もあるんですけれども、幾つか確認させていただければと思います。

特にこのPantabangan-CarranglanのWatershed Forest Reserveですけれども、これはいわゆるガイドラインで原則として事業を実施してはならない保護区であるという理解でよろしいですかというのが一つと、この保護区内の、特に事業が通過する、あるいは影響を及ぼし得る生態系は、ガイドライン上のこの重要な自然生物が生息する重要な森林に該当するか、現時点でもしかしたらまだこれから調査ということかもしれないですけれども、それに該当するかという点ですね。

3つ目が、後ろの環境配慮のところ、自然環境への影響を最小限にしていくということを書いていただいているんですけれども、ここがガイドライン上の保護区、いわゆる事業を実施してはいけないという地域に該当するという前提なんですけれども、であれば、最小限ではなくて、やはり回避することを前提に調査を進めるべきではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○竹田 現段階で、すみません、ガイドライン上の保護区に当たるかということについては、まだそれを判断するに足る情報がまだ集まっていないという状況ですので、まさに説明申し上げたとおり、この水源の開発、改善、活用を目的として制定されている保護区というものがどういった位置づけの保護区なのかということを確認して、詳細を確認してまいりたいと考えています。

2番目につきましてそういう状況ですので、ガイドライン上の保護区に当たるかどうかという確認を、今後継続していきたいと考えております。

3番目についても、同じご説明にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○日比委員 一つだけ。詳細はこれからということなので、現時点はそれで結構かと思うんですけれども、やっぱりここはコンサバティブに、安全サイドからアプローチすべきだと思います。普通に考えれば、これは事業を実施してはならない保護区にかかるという前提のもとに調査を進めるといのがセーフガード上はあるべき調査の取り組み方かと思いますので、その点よろしく願いいたします。

○竹田 はい。

○原嶋委員長 ちょっと確認ですけれども、Watershed Forest Reserveがガイドラインでいう自然保護区に該当するかないかということと、直接通らないようですけれども、CPLがガイドラインでいう重要な生息地に当たるかどうかということの結論は、2月7日のワーキンググループまでにJICAとしての結論というか、解釈は出していただけるということでもよろしいでしょうか。それがないと多分判断ができないとか、議論にならないと思いますので、そこはとても重要なところなので、いかがでしょうか。

○竹田 東南アジア五課の竹田です。ご質問ありがとうございます。

現段階で判断に足る十分な情報が7日までに集まれば、ご報告させていただくような形になると思うんですけども、今の段階でちょっと確約ができない状況でございますので、調査の中で詳細情報を確認した上で判断していくことになります。

○原嶋委員長 重田委員から。

○重田委員 重田です。4の代替案の検討のその1ですね。検討案、検討上の前提で、先住民の配慮にかかわるコントロールポイントとして6点挙がっています。ここの6点は、ここの文面によると、全ての代替案で回避する方針であるということで、下に述べられているその2、検討の中のDを今採用の予定を検討されていますけれども、このDの案でこのコントロールポイントの6というのは全部回避できるのかどうか、その確認と、あとその先住民のことについての配慮は質問にも出ていますけれども、先住民と政府の間に立つようなステークホルダー、パートナーの団体とかはいるんでしょうか。その辺を教えてください。

○竹田 東南アジア五課の竹田です。ご質問ありがとうございます。

1点目の代替案のDで全てのコントロールポイントを避けられるかどうかということなんですが、ここの①から⑥までがその場所になってございまして、代替案のDというのは、このオレンジの線ですので、回避できる路線となっております。

先住民と政府の間に立つというところについては、まず先住民と実施機関の間に立つという意味では、国家先住民族委員会という組織がございまして、そちらのスタッフが実施機関とは別に住民協議などにも参加して、確認を一緒にしていくというプロセスをとることが想定されています。

あとは、調査団の中に先住民族を専門とする研究者の方が入っております。それ以外については、今のところ申し上げられる情報がない状況でございます。

○重田委員 わかりました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 鈴木さんから。

○鈴木委員 鈴木ですけれども、保護区のことについて、「保護区内の開発行為は禁止されていない」というのはやけに明瞭に書かれているけれども、その根拠を問われると、明確じゃないですよ。その保護区でどういう行為規制がかかっているのか、条件がつけられているのかというのがはっきりしないうちに、何で保護区の中で開発が認められるかという表現を、ここに書くのはいかかなものかと思えますよ。だったら、安全サイドから見れば、これはできるかできないかわからない話なわけでしょう。2月7日に資料が提出できなければ、この話は意味がない話になるわけじゃない。だから、フィージビリティスタディをやっているんだったら、どの根拠法のどの条項で、これはかからない、ここには当たらないということを明確に書かなければ、根拠が明確じゃない話で、ステートメント的にはひとり歩きしているという感じがしますよ。

○竹田 はい。

○原嶋委員長 ちょっと関連で作本委員から。

○作本委員 今、皆様から意見が出たんですが、やはり大きな問題がまず先住民族と、もう一つは保護区の通過ですね。先住民族も1万人という、これだけの規模の、しかも水田にかかわっている人々を移動できるんですかね。これは場合によっちゃ、大きな騒動にまで発展しかねないという、ある意味ではこれはかなり実施が厳しい事業かと。実際に1万人が影響を受けると書いてあります

が、何人ぐらいが移転するのか、もしわかれば、検討でも教えていただきたいのが一つ。

あと保護区は、既に鈴木委員から出ましたけれども、法律上どうなっているのかと、フィリピン政府がどういう意向なのかぐらいは、せめてもう聞いておられるはずでしょうから、それは確認されてください。

我々の考え方は保護区は通らないと、保護区に当たるような場合にはゼロオプションであるというような考え方が根底にあるかと思しますので、先ほど鈴木委員から出た意見も、あながちむちゃな意見ではない。場合によっては、今のJICAさん、お答えによって、この案件はゼロオプションだよということにもなりかねませんね。ですから、そこのところを、私はむしろその代替案の中で、先住民族と保護区をどういう重きでA、B、C、Dの中に取り入れているか、また見せていただきたいと思いますが、やはり7日までに、原則として保護区を通っちゃいけないよという、政府が判断されているかはわかりませんが、そのあたりはよく検討されていたらと思います。

○竹田 東南アジア五課の竹田です。ご質問とご指摘、ありがとうございます。

1点目の先住民族の件なんですけれども、こちらに約1万人と書いてございますけれども、本事業が通過する全てのバランガイの総人口が1万人となつてございます。現在、今回の道路路線のROWが60m幅となっているんですけれども、そちらの中にある構造物が約70構造物なんですね。なので、そちらの構造物を一つ一つ確認していくという作業になるんですけれども、仮に、例えば全ての構造物に人が住んでいらして、例えば1世帯何人かわからないんですけれども、なので1万人全員が住民移転というわけではなくて、ここは通る、通過するバランガイ総人口となっていますので。

○作本委員 ありがとうございます。今のこの1万人全員じゃ、もちろんないと思えますけれども、移転対象ですね。その場合にこの移転した先で住宅だけを手当するんじゃなくて、水田も含めて、あるいは共有林、慣習林ですね。こういうものを含めて生活条件が補償されるのかどうかということとは、ぜひ少数民族の場合には重視していただきたいと思えます。

○竹田 はい、承知しました。

○原嶋委員長 ほかにございますでしょうか。

○寺原委員 寺原でございます。二つほど質問がありまして、この代替道路ということですが、現道に関しましては代替道路が完成した後も旧道として使われるという予定でしょうかということが一つと、もう一つは代替案の検討なんですけど、もうこれは既に検討等は終わったかもしれないですが、線形から考えると、二つほど山があって、それをトンネルで通過して、その間が地べたを走っているという構造だと思うんですけれども、地図が色がいろいろあってよくわからないんですが、地べたを走っているところの線形に関しての検討だけされているようなんですけれども、例えばトンネルをどういうふうに抜くかとか、トンネルの間も高架にするのかどうかとか、それで回避できる問題なんかあると思うんですけれども、代替案の検討というのが、あくまで地べた路を走っている区間の位置をどこにとるかということだけに限定されているような気がいたします。

二つ目はコメントです。一つ目は質問でございます。

以上です。

○竹田 東南アジア五課の竹田です。ありがとうございます。

一つ目のご質問についてなんですけれども、旧道としてももちろんそのまま使用される予定になってございます。

2点目のご指摘につきましては、トンネルなども代替案の検討をしていますので、こちらについてもどういった形で、さらに影響を最小化できるような形になっているかというところを確認していきたいと思います。

○山岡委員 山岡です。今、旧道のほうも使われる予定というふうにおっしゃったわけですが、これは両方の道路ができた後、どのようにその交通需要が変化するのか、どのように分散して、また将来どう増えていくのかという点は、既に調査済みなんでしょうか。それによって、特に旧道のほうの住民とか、いわゆる産業に対する影響というのは、結構その将来の需要によって変わってくると予想されます。それが既に確定的に予想されているものなのか、あるいはそうでなければ、何かその感度分析含めて、旧道の住民に対する社会環境配慮も考慮されるのかという点について、教えていただければと思います。

○竹田 旧道と今回建設の提案が出てきている代替道路の需要がどういうふうな変わり方になるのかということについては、まだ現段階では非常に粗い段階なんですけれども、そういう作業はしてございます。これから情報をさらに収集して、詳細な分析をしていく予定になってございます。旧道は、幾つかその旧道内にももちろん住民が住んでいますし、観光ポイントもある状況ですので、観光客の方々はそういった観光ポイントを目指して旧道を利用することが、現段階でも想定されている状況です。

旧道の住民に大きなインパクトがあるような場合に、環境社会配慮面でどういった対策が得られるのかということについては、調査の中で検討を進めたいと思います。

○山岡委員 わかりました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 谷本委員、どうぞ。

○谷本委員 谷本です。スライドの12ですね。そこでちょっと2点。一つはお願い、一つは確認ということで。

一番下の社会影響のところ、先住民族がプロジェクトの利益を享受するためのアクションプランをつくる。非常に素晴らしいアイデアだと思います。これ、一つお願いは、この先住民族が住んでいる他の地域、隣接する地域、例えば現道のダルトンパスのこのあたりにもおられると思うんですね。そこでのヒアリングをきちんとやっていただきたい。どういうふうな影響を受けたのか、そしてどういうふうな生計への影響があって、プラスにとったのか、マイナスだったのか、そのあたりをこのプロジェクトにフィードバックするために調査をぜひやっていただきたいなど。これは一つの提案というか、お願いします。

もう一つ目は、ROWが60mで、23kmですか、これは土地収用は全部かかるんですか。このあたりをちょっと教えてください。

○竹田 ありがとうございます。東南アジア五課の竹田です。

1点目の旧道に住む周辺の先住民族の方々への影響をビフォー、アフターで……

○谷本委員 昔、道路とか、そういうインフラをつくって、どういう影響を受けて、まさしくプラスは何だったのか、マイナスはどうだったのか、その辺を聞いてほしいと。

○竹田 わかりました。この調査の中で、今まさに道路ができた段階で、現道ができた段階でどういった変化があったのかというのを、先住民の方々に聞くということで。

○谷本委員 このプロジェクトをやっていく上で、過去の事例として調べていただきたいと。

○竹田 はい、わかりました。過去の事例として、どうだったかというのを確認するということですね。承知いたしました。

あとは、2点目のROWなんですけれども、今回全てのところについて用地取得が、60m×23 km、全てについて用地取得が必要になってございます。

○原嶋委員長 日比委員。

○日比委員 すみません、もう1点聞かせていただきます。もしご説明のときにちょっと聞き漏らしていたらご容赦いただきたいんですけども、この代替案の検討というので4つ検討があって、D案を採用というふうに書かれているんですけども、この検討自体は実施機関のほうが行ったということでもよろしいんですよねということです。JICAさんの開発調査等があれば、そもそもさっきの保護区等の情報というのはそこで調査されているかと思いますので、そういうことかなと理解するんですけども。となると、今回の調査でもう一度、他の線形の代替案を検討されるのかどうかということをお教えいただければ。

○竹田 こちらのAからDの代替案の検討は、今回調査の中でやっているものになります。もちろん、調査で情報収集したものを、実施機関のほうで比較、確認をしているということになります。

○日比委員 となると、暫定的なのかもしれないですけども、ガイドライン上事業を実施してはいけない保護区等の課題がはっきりしない中で、既にD案採用と、色まで変えて書かれているのはどういったことなのか、ちょっと理解に苦しむんですけども。

○竹田 すみません、繰り返しになるんですけども、こちらのほうで一応路線としては比較検討しているんですけども、先方政府で定めている保護区の水源の開発改善のための保護区というものの扱いがどのような形になっているか、ガイドライン上の保護区に当たるのか、そういったものの確認がまだ情報が全部そろっていない中で、判断ができていないというのが現状になってございます。

○鈴木委員 判断しているじゃない、でも。

○日比委員 D案を採用と書かれているのはどういうことでしょうか。そこを確認できないと、どの代替案を選択するかという判断をできないんじゃないかと、普通に考えれば思うんですけども。

○加藤 助言委員会との関係での枠組みとしては、本日の全体会合で事業の全体の概要をご説明を行い、まさに個別の案件のワーキンググループの場で、スコーピングのワーキンググループとして、この代替案も含めて、もう1度皆様にご説明をして、その妥当性についてもここで確定というよりは、ワーキンググループでもう一度ご議論をいただくという形になります。通常のほかの事案でもそのような対応を行っており、スコーピングのワーキンググループにて代替案に関するご指摘を受けています。

○日比委員 じゃ、現段階ではD案を採用したわけではないという理解でよろしいですか。

○加藤 そうですね。今の段階ではD案の採用を想定しているということです。

○日比委員 じゃ、せめてそう書いていただけると。

○竹田 はい、わかりました。

○原嶋委員長 いずれにしても、2月7日に予定をされているワーキンググループの段階では一定の解釈を示していただくことは、もう必須なんですよね。それがないと先に進まないというか、多分ワーキンググループに出た委員の先生方も判断できなくなってしまいますので、その段階でJICA担

当者、あるいは審査部としてのガイドラインの文言の適用の解釈については、ある程度はっきりした解釈は示していただかないと、今日はいいいとしても、日比委員がおっしゃったとおり、前には進まないと思いますので、これは二つですか。日比委員、二つ、Watershed Forest Reserveのところと、CPLが直接通らないんですね。CPLは直接通らないので、ここは若干、その重要性の程度が違うのかもしれませんが、いずれにしても解釈としてはちゃんと示していただくことが必要になってきますので、お願いします。

○掛川委員 今のところで、すみません、関連づいてなんですけれども、まさにこの「環境社会配慮、環境影響、住民移転、先住民族ほか云々を総合的に評価し、最適路線が選定された」とありますので、特に今、環境については調査中とはおっしゃるものの、この段階で、どの環境影響評価を踏まえて、今、D案を総合的に評価されたということですから、特にその環境影響評価について、何をベースにこのD案が採択予定となっているのかということと、あと、先ほど希少種とかも見つかっているという話は伺いましたけれども、例えば植生であるとか、動物であるとか、地図としてどのあたりにどういうふうに分布しているのかということと、明確にワーキンググループのとき、もしくは適当なタイミングで共有していただければと思います。

○竹田 東南アジア五課の竹田です。ありがとうございます。

現段階で環境社会配慮面というところで、こういった要素を検討したのかということなんですけれども、まず、大気、騒音ということで、居住地域を通過する距離が最も短い案に高い点数をつけています。また、ウォーター・クオリティという面で、河川を通過する距離が最も短い、どのぐらいの距離になっているのかということと、最も短い案を高い点数にしています。

また、廃棄物ですね。ということで、トンネル距離が長いんですけれども、土砂も多く発生しますので、トンネル距離が最も短い案に高い点をつけています。またプロテクトドエリアについても、通過する距離が最も短い案、そしてエコシステム面でも道路延長距離が最も短い案という形になってございます。自然環境面がそういった形で、社会環境面では用地取得の広さがある程度小さい案ということと、アンセストラル・ドメイン、先住民の先祖伝来の領域を通過する距離が最も短い案ということになってございます。

○原嶋委員長 今の考え方自身は特に否定するわけではないですけれども、先ほど言った点は保護区じゃないかということの解釈については、審査部も含めて、一定の結論は、2月7日に、もしワーキンググループを予定どおり開催するのであれば、ご用意いただくことは必須になりますので、よろしくをお願いします。

ほかにございますでしょうか。

○山崎委員 山崎ですけれども、保護区での開発行為は禁止されているということから、結構その環境面、それから先住民族の問題ということで議論になっていると思いますが、そもそも、多分本件のバイパスをつくることによって、フィリピン政府として、この代替ルートによる社会的なポジティブなインパクトというのがあるんだと思うんですね。この地点、アリタオ地点からサンホセまで行くこの区間で、かかる時間がどれだけ短縮になるとか、あるいは交通量という観点からも、今まで時速30kmとおっしゃっていましたが、それが比較的スムーズに移動できるといった、フィリピン国民にとってのポジティブなソーシャルインパクトというのがあると思うので、そういった面も含めて検討されると、より、なぜつくらなければいけないんだというところの議論に、も

うちよっと広がりが出てくるんじゃないかなというふうに思いますので、その点だけコメントさせていただきます。

○竹田 ありがとうございます。

○原嶋委員長 ほかにございますでしょうか。

ちょっとそういう意味では、ワーキンググループは宿題が多いので大変だと思いますけれども、情報収集をしっかりしていただいて、準備をしていただきたいと思いますので、よろしく願います。

よろしいでしょうか。ご担当になりますので、よろしく願います。

ご担当は谷本委員、織田委員、作本委員、よろしく願います。

それでは、もしこれでなければ、本件のご説明については、これで締めくくりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○竹田 ありがとうございました。

○原嶋委員長 それでは、続きまして2件目でございます、アンゴラ国南部送電系統増強事業ということでございますので、準備が整いましたら、ご説明をお願い申し上げます。

○大井 お待たせしており、申しわけありません。アフリカ部アフリカ第三課の大井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。座って失礼いたします。

今回は、アンゴラの南部送電系統増強事業協力準備調査ということで、有償資金協力を想定しました協力準備調査でございます。

何度もお詫びで恐縮なんですけれども、昨日お送りした資料のデータに誤字が2カ所ほどございます。内容に大きく影響を与えるところではないんですけれども、この投影しているもの、それから紙で今日お配りしているものは修正してございますので、その箇所は言及させていただきます。

まず、1、2ページ目の事業の背景のところをご覧ください。2ページ目にあります地図をごらんいただきながら、ご説明をさせていただきます。まず、アンゴラはアフリカの南西部に位置しております。

アンゴラは現在、電化率、全国平均30%ほどとなっております。これを2025年までに発電容量を増強しまして、電化率を60%まで改善したいという計画であります。一方で、アンゴラ発電設備は、北部にあります首都ルアンダ周辺に集中しております。こちらに水力発電所が既存のものとして建設中のものがあるんですが、北部に集中している関係で、中部、そして南部の電力需要に対応するためには、この首都周辺の北部と中部、南部の電力系統をつなぐ送電網の整備が必要となっております。

この事業は、アンゴラの電力マスタープランでも優先度の高い事業として位置づけられております。

北部から南部にかけて、この地図の右側のほうの地図をご覧くださいなんですが、南部、中でも特にこのナミベ港というところが物流拠点になっております。ルアンダから見ますと、このオレンジの線が既にブラジル、それから中国の資金で、すみません、建設中とありますが、既に建設をされている送電線でございます。青の部分がアフリカ開発銀行が融資を決定している部分でございます。今回、本事業で対象としますのは、こちら、赤い円で囲ってございますナミベの変電所、それからナミベから内陸のルバンゴというところまでの送電線になります。

次に事業の概要をご説明させていただきます。この事業、主にコンポーネントとして二つございます。先ほど地図でご説明させていただきましたルバンゴ、そしてナミベの間の約170kmの220kVの送電線の新設、それからナミベ港の近くにありますがナミベ変電所220kVのもので、こちらの新設となります。この二つを行うことで、送電容量の増加、それから電力供給の安定化を図りまして、この地域の住民の生活環境の改善、それから経済産業活動の活性化を促進するものとなっております。

続きまして、代替案の比較検討について、送電線、それから変電所に分けてご説明をさせていただきます。

まず送電線でございます。地図をご覧くださいながら、次の表とあわせてご覧いただければと思います。まず、送電線、このナミベというところからルバンゴというところまでなんですけれども、ルバンゴというところが標高約1,700mある標高の高いところでございます。検討しました送電線のルートがこのピンクのプランAとあるもの、それからオレンジ色のプランB、青色のプランC、途中で青色はなくなっておりますけれども、これはプランBと合流して同じルートをたどることになります。

特徴として申し上げますと、このピンクのプランAは、比較的緩やかな傾斜のところをたどるんですが、既存の鉄道がございます。プランBは、比較的急傾斜で、既存の道路に沿ったルートとなります。プランC、こちらもやや急傾斜ではあるんですが、既存の60kVの送電線が既にありまして、それに沿ったルートとなります。

自然環境面においては、プランAとプランBというのが、この真ん中にありますツンダバラが重要野生生息地及び重要生物多様性地域になっておりまして、ここに比較的近いところを通ることになります。一方、このプランCというのは、ツンダバラから一定の距離を持って迂回するようなルートとなります。

それから先住民族への影響については、プランBとCは定住民族、プランAは遊牧民族への影響の可能性がございます。また、耕作地の用地取得が発生する可能性がございます。ただ、その中でもプランB、このオレンジ色の線は、この写真でいいますと3に書いてあるんですけれども、ルバンゴの市街地において大規模な住民移転の発生の可能性、それから⑤のところに、写真でちょっと、小さくて見づらいんですが、レイバ山という非常に風光明媚な山がございます、現地の方も観光で訪れたりするような場所となっております、このプランBを通ると、景観を阻害してしまうというような状況がございます。

以上のような状況を勘案しますと、今後の調査におきましては、プランBは対象外としまして、プランC、青色の線を最有力候補として、またピンク色のプランAを次の候補として調査を続けてまいりたいと考えております。

次に、代替案比較検討ということで、変電所についてご説明をさせていただきます。

変電所、こちらも左のほうの地図をご覧くださいたいんですが、小さくて申しわけありません。この真ん中にプラン1、右側にプラン2、そして上のほうにプラン3というふうに書いてございます。当初は変電所の場所としまして、プラン1とプラン2というのを検討しておりましたが、第1回目の現地調査において、プラン1の場所は、近くにナミベ空港があるんですけれども、この航空路の高度制限域内に当たることがわかりましたので、対象外とすることといたしました。また、プラン2

も、現地調査で確認をしてみたところ、ナミベ自然保護区域内にあることが判明いたしましたので、こちらを検討の対象外とすることにいたしました。そういうわけで、当初、このあたりとっていたプラン1と2が対象外となってしまいまして、第1回現地調査の最後に実施機関のほうから新たにプラン3という場所の提案を受けましたので、こちらを第2回の現地調査以降、確認をして候補地として検討してまいりたいと考えております。

次に、4.の環境社会配慮事項でございます。こちらは、ご説明させていただきましたとおり、事業対象地域の自然保護区が近くにあったりですとか、影響を受けやすい地域であることから、カテゴリAにしております。また、アンゴラの法制度上の環境影響評価の承認が必要となっております。

助言委員会にご助言いただきたい事項としましては、スコーピング案、それからドラフトファイナルレポートでございます。

続きまして、送電線と変電所に分けて、環境社会配慮事項の説明をさせていただきます。

まず、汚染対策についてはこちらに書かせていただいておりますとおり、工事車両による大気汚染、騒音・振動等がございます。また、自然環境につきましては、工事中は工事用アクセス道路の敷設や、送電線の下のカリアランスに伴う植生伐採、土壌侵食、それから、このあたり、渡り鳥など野鳥が生息している地域でございますので、送電線や鉄塔への鳥の衝突、それから鉄塔での鳥の営巣、そういった可能性もあると考えております。

社会環境については、先ほども少しご説明をさせていただきましたが、送電線の当初検討をしたプランAからC、いずれも耕作地の用地取得、それから住民移転が発生する可能性がございます。あと、プランBとCのルートは、先住民族ウィラ族という民族がいるんですけれども、こちらの耕作地帯を通過する見込みでございます。また、ルートのうちプランAは遊牧民族なんですけれども、先住民族ムクバル族の移動ルートを横切る可能性がありまして、移動ルートのかく乱ですとか、水へのアクセスに影響が出る可能性を考えてございます。

次に、環境社会配慮事項、変電所でございます。汚染対策について想定される影響については、大気汚染初め、こちらに書かれているような影響を考えてございます。自然環境につきましては、こちらで野鳥の関係で施設の照明が鳥などに及ぼす影響というのも考える必要があると考えております。それから社会環境につきまして、変電所はプラン3も含めて、工事前の用地取得は発生しない見込みではあるんですけれども、工事車両の通行による周辺住民への影響ですとか、市街地からの景観への影響というものを考慮する必要があると考えております。

最後に、今後のスケジュールでございます。

現地調査は、来年の2月までを予定しております。助言委員会のタイミングですけれども、スコーピング案への助言委員会を今年の3月、それからドラフトファイナルレポートへの助言委員会を、今年12月にお願いできればと考えております。

また、アンゴラEIAへの手続としましては、アンゴラは環境省のウェブサイトを通じた事業登録というのをやる必要がございます、これを今日の委員会の後、速やかに行いたいと考えております。

今年12月のドラフトファイナルレポートに関する助言委員会でご助言いただいた後、環境省にEIAを提出し、環境省から30営業日以内に承認いただくという見込みで進めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、今のご説明に対してご質問等ございましたら。

具体的にワーキンググループは今、3月中旬ということで具体的に設定されておりませんが、3月中旬に予定されているということでございます。それでは、ご質問がございましたら、挙手をお願いします。

○掛川委員 ご説明ありがとうございました。背景のところで情報を教えていただきたいんですけども、今回はブラジルだったり、中国だったり、AfDBであったりと、複数のドナーが分担してやるということですが、これは当初から、このような複数の団体でやるということで、先方政府と協調していきましようということで確認をされている案件と考えてよろしいですか。

○加藤（真） アフリカ三課の加藤と申します。私のほうから回答いたします。

検討段階から既に中国及びブラジル融資の送電線は建設がされておまして、現段階では建設が終了しております。また、アフリカ開発銀行とも協調してやっていくということで、先方政府と当初から話し合っていたものでございます。

○掛川委員 そうしますと、このAfDBが融資予定ということですので、AfDBが終了する時点とJICAが終了する時点と調整をされていて、最終的には工事が終了したところで、拠点のところから一斉に、ここの発電所から一斉に拠点としているナミベ港までつなぐと、そのような理解でよろしいですか。

○加藤（真） アフリカ三課の加藤でございます。一斉にといいますか、まずは今現在、アフリカ開発銀行の400kVラインのほうが先行してございまして、まずはこの基幹送電線部分が完成することが前提でございます。その後、私どもの220kVの送電線が並流としましてナミベ港に向かってつなぐという、そういう順番になってございます。

○掛川委員 ありがとうございます。

それから、JICAで支援検討されているところの案件の部分なんですけれども、その基幹の送電線ができた後、配電として、例えばそこに既に住んでいる若干の先住民とか、遊牧民がという話がありましたけれども、基幹の後にその配電を計画するようなことは、先方政府もしくはJICAとしてあるのでしょうか。

○加藤（真） アフリカ三課の加藤でございます。先方政府とは、先住民族ですとか、あとナミベ港の周辺の人々に対して配電のことを含めて、検討したいということで話し合っております。

○山岡委員 山岡です。アンゴラは内戦の影響で、まだかなり地雷がいろんなところに埋まっているんじゃないかと思えます。以前、小水力の調査のときは、いわゆる協力準備調査で、地雷の専門家を入れて、調査もされていたと思えます。

今回、地雷の話はあまり出てきていないんですけども、調査、あるいはこの変電所、送電線の建設において、地雷に対する調査とか、配慮というのはされるのでしょうか。また、既に建設された送電線があるわけですが、このときにはそういう影響というのはなかったのでしょうか。

○大井 アフリカ部アフリカ第三課、大井です。ご質問いただき、ありがとうございます。

ご指摘のとおりでございます。アンゴラは、まだ地雷が全部撤去されておらず、そういったものの影響というのは残ってございます。本調査におきましても、この南部の対象地域というのは、こ

れまで既存の情報におきましては地雷の埋設が少ないとは聞いておるんですけれども、念のために、地雷、それから不発弾の影響等はないかということは調査をして、確認するようにしております。ただ、送電線、いずれのルートも既に例えば鉄道ですとか、道路、それから既存の送電線がございますので、そのルートにおいてそれほど大きな影響があるとは想定はしておりませんが、念のため、それも調査で確認するようにいたしております。

○山岡委員 既にブラジル、中国資金でつくられたルートがあるわけですがけれども、そのときには不発弾は発見されたり、あるいは何かそういうものが見つかって何か事故とか、そういうことはなかったということでしょうか。

○加藤（真） アフリカ三課の加藤でございます。先行して行われました中国、ブラジル資金分でございますけれども、地雷の調査と事後活動を行ったということを聞いておりますが、その際に事故があったということは聞いておりません。

○山岡委員 ありがとうございます。

○原嶋委員長 ほかにございますでしょうか。

○鈴木委員 鈴木です。一つ。送電線を敷設して、線下のクリアランスを確保するために植生の伐採をするというのが出てきますけれども、どのくらいの高さの送電線を建てて、クリアランスというのはどのくらい具体的にあれで、これは海に近いところは砂漠っぽいですけれども、上へ行くと、標高が高いところへ行けば森林になるわけですよ。大体この地域の平均降水量はどのくらいで、植生がどんなものかというのを、おおよそでいいんですけれども、ちょっと情報をください。

○大井 アフリカ三課の大井です。よろしければ、調査団のほうから回答させていただいてもよろしいでしょうか。

○吉田氏 調査団の吉田と申します。よろしくお願ひします。

まず、送電線の高さですけれども、大体23mの高さで、木々がある場合に、あるいは建物がある場合に、そのてっぺんから線上まで8mのクリアランスを確保するというのが、ガイドラインで決まっているそうでございます。

降水量につきましては、この地域、中央から東部はアフリカの中央高地に属する部分でありまして、その反面、西側の海岸に近い部分、約半分のところは砂漠地帯、ステップ気候になっています。詳細な数字、具体的な数字ははっきり申し上げられませんが、ステップ地域ですと年間100mm以下で、先ほど大井課長からご紹介のあったルバンゴのほうの高地では1,500から2,000mmの降水量、非常に潤沢な降水量があると。そういうことで北部のほうでは水力発電が盛んに行われているという状況でございます。

○鈴木委員 わかりました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 ちょっと私から2点、質問させていただきます。

一つは、土地収用は鉄塔のところだけなのか、ずっと電線の下全部を収用するのか、それが現地ですらどういうやり方をされているか、あるいは先行事例がどういうやり方をされているかという点が1点と、あと、直接ではないかもしれませんが、多分、電力の増強とか発電所の増設とつながっているような感じがするんですけれども、JICAが直接かかわっているもの、あるいはこの、幹線ではないのであまりそういうのはなのかもしれませんが、要は一体不可分となるような発電関連の事業があるかないかという点の2点を確認させていただきたいんですけれども。

○大井 アフリカ部の大井です。2点目のご質問からお答えさせていただきますと、関連するような事業ということに関しましては、電力開発計画策定能力向上プロジェクトというマスタープランを作成するようなプロジェクトを、実施いたしました。発電所の建設ですとか、ほかに変電所、送電線の整備といったような事業はやってございません。

1点目のご質問については、少々お待ちください。

○吉田 調査団の吉田と申します。1点目の土地収用、用地取得に関しましては、原則、アンゴラ国では全てが公有地、国有地になってございます。それ以外といたしますか、私的に耕作地にする、あるいは建物、住居等をつくるということに関しては、地上権という形で権利が保障されているそうです。

ですから、線下でそこに入る範囲で、既存の建物に関しては原則、先ほど申し上げた8mのクリアランスがクリアできれば、そのままにするということでございます。ですので、用地取得としては確実に占有することになるのはタワーの鉄塔の面でございます、220kVですと、約3m四方の用地取得が必要になるというふうに聞いております。

以上でよろしいでしょうか。

○原嶋委員長 確認ですけれども、確かに所有権の制度は国によって違って、今の地上権ということでも結構なんですけれども、例えばその鉄塔のところは多分おっしゃるとおりだと思いますけれども、鉄塔以外の電線の下のところには工作物があって、その地上権ということ、所有権はないというのはわかりますけれども、地上権ということではどなたかがお住みになっている、あるいは、それがなくてインフォーマルな形でお住みになっているというときに、建物が8mを超えているというのはあまりないと思いますけれども、その建物を取り除くのか、取り除かないのか、要は移転させるのか、させないのか、そこだけ確認したいんですが。

○吉田 すみません、そこについては次回の調査で確認させていただきます。原則、クリアランスが問題なければ建物は動かさないというふうに聞いておりましたので、その所有権保持者かどうかということに関しては、次回の調査で確認が必要になります。

○原嶋委員長 その場合に所有権ではなくて地上権も含めてですし、それもなくてインフォーマルでお住まいになっているという方も含めて、考えていただくということをお願いしたいと思います。

○吉田 はい、そのようにいたします。

○原嶋委員長 多分、先行事例があると思うんですよね。今、伺っている限り、ブラジルとか、中国とかどうしているかちょっとわかりませんが、あると思いますので、確認していただきたいと思います。

ほか、ございますでしょうか。

○村山委員 既存の施設との関係を伺いたいですけれども、お話だとプランCのほうに既存の電圧が低いものの送電線がある。それを今回リプレースするというようなイメージでよろしいでしょうか。あえて、この急峻なほうに既存のものがあるとすると、何かその理由があるのかどうか教えていただければと思います。

○吉田 調査団の吉田と申します。既存の送電線、60kVなんですけれども、それは先ほどご説明のありました図面の代替案のほうでご覧いただいて、6ページの⑥と書いてあるところ、このあたりからツンダバラのIBA、KBAに、実は既存の60kVは入ってございます。これが1959年に建設された

もので、その当時はIBA、KBAの指定はございませんでした。ところが、今回その60kVに完全に沿わせると、自然保護区といいますか、国際的に自然の重要な地域を突っ切ることになりますので、そこで青のプランCを提案してございます。

実際、施工的にはツンダバラのIBA、KBAを突っ切るほうが傾斜も緩やかで、景観にも影響を与えないというところでは合理的なんですけれども、1959年以降のIBA、KBAの指定に伴い、今回はプランCを提案しているという背景がございませう。

○村山委員 もともとの今の電圧が低いものが、むしろプランAのようなあたりを通過していたほうがつくりやすかったんじゃないかと思うんですけれども、そうではなくて、あえてこちらの南側につくられた理由というのは何かあるんでしょうか。

○吉田 景観的な部分と、それから施工的な部分と、当時、先住民側とのやりとりがどうだったか、ちょっとはかり知れないんですけれども、今回の一次調査の結果では、地元が、NGOも、代表的なNGOも、それからナミベ州の関係者も非常にセンシティブに考えられているということで、当時から先住民への配慮があったのかなということは想像しております。

○村山委員 わかりました。

○原嶋委員長 ほか、よろしいでしょうか。

ちょっと1点だけ。先住民のお話が出ていて、現地の状況は詳しくないんですけれども、定住型の先住民と遊牧型の先住民って、そういう分け方をしているかどうか、はっきり分けられるのか、ちょっと私もわからないんですけれども、そこが違うんですけれども、遊牧型といいますか、遊牧先住民の行動範囲というのが、そもそも定住型と遊牧型が共存しているという状態がなかなか理解できないところもあるんですけれども、それと、そんなに距離としては離れていないんですけれども、遊牧型の先住民の方が動いているそのプロセスの中で今回のCを選択したときに影響が出るようなことがないのかという点、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

○大井 アフリカ部の大井でございます。こちらは現地でも確認をしたんですけれども、一応地域としては分かれているようでございます。定住のほうはこのあたりというのがわかるようでございますけれども、遊牧民族のほうは、遊牧ということで移動ルートがございませう。定住も遊牧もですけれども、エリア、それからステークホルダーミーティングという形で、情報収集をして確認をしてまいりたいというふうに考えております。

○原嶋委員長 それでは、ほかございませうでしょうか。

特になければ、これでご説明を締めくくりにさせていただきます。

それで、ここで一旦休憩させていただくということでよろしいでしょうか。ご担当の方が都合、ご予定がある。

○加藤 はい。助言確定の1件について、休憩前に取り上げていただくことは可能でしょうか。

○原嶋委員長 それでは、ちょっとご担当の方のご都合もあるようなので、進めさせていただきます。

続きまして、それでは、ワーキンググループの会合報告と助言文の確定ということで、1件ございますので、これを、ここに移らせていただきたいと存じます。

インド国の北東州道路網連結性改善事業ということで、この案件につきましては作本委員に主査をお願いしておりますので、まずご説明をお願いしたいと存じます。

よろしく申し上げます。

○作本委員 それでは、始めさせていただきます。

今ご紹介いただきましたように、案件はインドの北東州、ちょうどバングラデシュと隣接しているところですね。ここは経済的にインド全体から見ても貧しくて、左翼と言っていいかわかりませんが、政治的な不安定がずっと続いた地域であります。そういう意味で、ここの経済を豊かにする、流通を確保するというのは重要なことであるというふう考えたのではないかと思います。

これは連結で改善ということで、第5フェーズまでありまして、そのうちの第4フェーズ目を今回、環境レビュー方針として取り上げるということになります。11月29日に、このワーキンググループが行われまして、石田委員、小椋委員、作本の3名で、43件のコメントが出されまして、これをこちらの助言案文にまとめた次第です。既に事務局からご紹介ありましたけれども、ご記憶かもしれませんが、このインドの北東州、経済的にかなり未開発、インドの中でも貧しい地域であります。隣がバングラデシュというイスラム教の国があるわけであります。そこで道路需要が高まっている。鉄道とともに道路を整備する。物流促進を行う必要があるというようなことがあります。

第1から第3までも今現在、国土改善ということで進行中でありまして、第5は今これから予定されているところで、本件が第4のフェーズだということになります。

具体的にはトリプラ州というところのカイラシャハールからテディア村の間の106kmの国道208号線の2車線道路の改良と拡幅に関するものであります。それに関してのコンサルティングサービス、設計とか環境社会配慮など、こういうものを意図しているわけであります。

環境許認可、アセスですね。アセスの許認可に関しましては、規模要件の関係で本来は必要ないんであります。本来ですとアライメントの幅が60m以上がアセスの対象になるわけですが、今回それ以下ということで、アセスは必要ないんですけども、監督官庁向けの説明の一環としてEIAの報告書をJICAさんは作成したということになります。拡幅工事とはいえ、本事業では、水耕地帯等を通ずるということで、用地取得、あと大規模な住民移転を伴う、それに係る補償の問題、こういうようなことがあるということAカテゴリになっているわけであります。

この道路を拡張するに当たっては保護区をもちろん通過してない。特に事業地周辺に希少種なども見当たらないというようなことで、代替植林はかなり、3万5,000本の木を切るということで、その倍の面積と書いてありますけれども、当たるところをこの再植で補うと。成育プロジェクトを、成育を行うんだというようなことがなされます。

一つ、8km離れたところにグミット野生保護区というのがありますが、これも影響を受ける範囲なのかどうかということになると、若干の距離があるのではないかと見られます。野生保護区とのバッファゾーンを通過するというようなことも見られないということでもあります。

以上を踏まえて、助言案文をここに7項目作成いたしました。全体事項としましては、住民がこれによって生活・生計、こういうようなものがプラスに働くのか。これについてはモニタリングをしてくれませんかということを実施機関に申し入れるというのが1番目の全体事項であります。

次に環境配慮になりますと、道路をつくったものの、5年目以降、道路のよく言われるメンテですね。道路はつくったものの、後で道路自体が傷んでしまうということで、適切かつ持続的な道路維持管理がなされるようにということをお願いするというのが二つ目であります。

3つ目。今、温暖化の問題があちらこちらで起こっており関心が高まっているわけですが、

この地域もバングラに近くて、洪水、あるいは地すべり、そういうような問題が起こっているということで、CO₂削減のための方策として、ここに具体的に、JICAさんにも相談して、並べておきました。ドライバーの啓発活動、エコドライブ、あるいは電気バス・自動車の普及、あるいはオフロード排出規制、こういうようなことを伝えることによって、実施機関が意識を高めてもらうようにということで働きかけるといことです。

4番目の社会配慮でありますけれども、ちょっと逆算しますと、1世帯当たりの家族、6人ぐらいで平均、計算できるわけでありますけれども、それに大小があるだろうということで、世帯の人数にも配慮しながら代替住宅の斡旋をしていただきたいというのが4番目。

5番目が、建物構造物への影響と、あと、移転はしないけれども残された物件への影響、そのまま使えるのかどうかというようなことを含めて、バイアブルかどうかということですが、これを確認するようにという意見であります。

ここで150件近くが全体の中で、影響は受けるけれども移転対象とならないというような住宅があるようです。それ以外にも公共物が38件あるということで、これへの影響はどうかということが、この5番かと思えます。

6番目、被影響世帯の中には就学児童が含まれているということで、不便を来さないようにスクールバスを供与するなどのサービスを実施機関に申し入れていただきたいということですが。

7番目、ステークホルダー協議、これにおいては宗教施設及びマーケットの移転を含むような、負の影響が出るということがステークホルダー協議の場で提起されております。そういうことで確認を行って、必要に応じてはその線形代替案分析の妥当性の有無を確認して、適切な対応を行うように申し入れるということで、今現在、十分な対応はわかりませんが、とにかく確認して適切な対応を考えてくださいということで、申し入れております。

今のは助言案文です。

次に、よろしいでしょうか、論点のほうも。

論点は2つありまして、既に先ほどにも先住民族がありましたけれども、インドといえばカースト制度があるわけですね。これは憲法の中では指定部族ということで、やはり保護しなさいということになっております。そういう意味では、私どもが先住民だとか、そういうような少数民族というような範疇と重なるのかどうかわかりませんが、私どもはこれを社会的弱者というふうに捉えまして、できるだけ配慮を行うべきであると考えました。ここで、厄介なことに、この指定部族の認定が難しいんですね。憲法だけでばつと決められるわけじゃなくて、自治体の判断にかなり任せているということで、今回のこの移転対象の住民の中には、指定部族の人たちとそうでない人たちがいると。指定部族のほうを私どもは弱者として保護すればいいと考えがちなんですが、実際指定部族として移転対象となりますと補償額がどんと高くなると。たしか2倍とか1.5倍とか高くなるということで、ちょっと言葉は悪いですが、逆差別が起きる可能性もあるということで、ならば私は認定してほしいという、そういうような傾向が出てくるということがありまして、そこで表現といたしましては、上記グループ以外の被影響、下の2行でありますけれども、被影響住民への補償額との間に乖離が生じる可能性があることが指摘され、それぞれの被影響住民に対する適切な配慮のあり方、必ずしも弱者の指定部族のほうだけ上乘せするんじゃなくて、適切なあり方をJICAさんが探って対応していただきたいということが一つ目であります。

二つ目が、この地域。先ほどバングラにも近いこの地域は自然災害のリスク、最近、温暖化のモンスーンにもかかる地域でありますから、洪水が多発する地域なんでありますね。気候変動絡みの地すべり、2行目でありますけれども、洪水等の自然災害リスクの増加・規模の拡大等が指摘されていると。これは道路案件でありますけれども、一般の案件につきまして、直接的環境影響ではありませんけれども、一般インフラ案件として、事業形成・実施・供用の各プロセスにおいて、こういう災害リスクというものを取り込んだらどうだろうかというのは、ある意味ではほかの案件にも共通するような提案であります。

今、包括検討委員会の第2回目のところで、道路だとか、こういう一般インフラに関しても災害リスク、コミュニティ中心になっていきますけれども、異常気象等の影響を除くようにということが検討材料の一つに上がっているということを確認しておりますが、そういう趣旨で、このほかの案件にも及ぶ考え方かもしれません2番目を入れさせていただきました。

以上です。

ほかの参加のワーキンググループの方々に補強を頼みたいと思ったんですが、お二人とも今日は休みなので、できる範囲で、あと事務局のほうの協力を得てお答えします。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

あわせて、この助言文の案をもとに環境レビュー方針の文章も用意されておりますので、それも踏まえて、助言文についてご質問やコメントがございましたらご発言をいただきたいと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

○竹内 JICAからの助言、環境レビュー方針の若干補足いたしたいと思っております。

まず、ポイント二つございまして、今いただいた助言案につきましては、いずれもまず反映させていただいております、審査の中で確認したいと思っております。

全般事項の右側の追加事項等を見ていただければと思うんですけれども、(1)の5)にはステークホルダー協議のことが書いてあったり、その次にはモニタリングの話がございます。次に、7)に行くと、石田委員からいただいているこの維持管理の話を記載しておりますし、以降(2)の汚染対策は特にないですが、最後、社会環境、その他(4)のところに行きますと、4)、7)、あと10)、11)ということで、全て反映させていただいております。これで、まず1点目でございます。

二つ目です。私どものほうで、ワーキンググループを開催したときと、今この時点で少し進展があるポイントが5ページ目のところでございまして、(4)の社会環境、この表でございます。事業の道路の長さが少し変わりました、もともと106kmの予定だったものが、約80kmということで、今ポインターで示している部分が、そこがカットされているということでございます。予定は、その分短くなったということがございます。それによって用地の取得面積などもこちら、もともと99ha超だったものが48.72とか、全て縮小しているということと、ただし1点だけ増えているのは、被影響世帯数でございまして、当時、非正規住民の把握がまだ十分になされておらず、その後、確認をアップデートしまして、非正規住民もしっかりカバーした形になったところ、当時622世帯の影響というふうにご説明していたんですが、1,143までなっている。ただ、住民移転世帯数はこちらの61世帯という、そういったこととなっております。

こちらからの補足説明は以上でございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは全体といいますか、助言文について、ご質問、コメントがございましたら、お願いしたいと存じます。

○作本委員 今、事務局からのご連絡いただいて、住民移転と土地取得の話がありましたけれども、これが今回の助言の例えばステークホルダー協議の内容とかに影響を与えることはありますか。なければこのまま。私どもの助言案が的外れになっている可能性はあるのかなと思って。

○小井手 いいえ、そんなことはございません。

○作本委員 大丈夫ですかね。はい、わかりました。

○原嶋委員長 非正規住民の世帯がかなり多いという印象はありますけれどもね。それ自身が内容に影響するかどうかは別です。

○小井手 南アジア一課の小井手です。よろしく申し上げます。

今回の事業なんですけれども、基本的に道路の拡幅事業で、拡幅によって非正規住民、具体的には特に商人ですね。道路沿いで商売を営んでいる方々が結構いまして、その方々の数字がしっかりと把握されていなかったというのが当時説明をさせていただいたときの状況で、その後、我々のほうからガイドラインに基づきまして、しっかりと把握して確認をするようにということで、精査した情報が上がってきまして、最終的な数字がここで記載されている数字になっております。

基本的な補償方針等は、もともとワーキンググループで行っていたエンタイトルメントマトリックスの中で記入されているものですので、そこから外れるものではないということだけは補足しておきます。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、今のことも含めて、ご質問がありましたらご発言いただきたいと思いますけれども。

ちょっと言葉で、前にオフロード排出規制で何かいろいろ議論がありましたよね。あれ、よかったでしたね。何かオフロード排出ガス規制なのか、ちょっと些末なことで申しわけないんですけども。

○作本委員 前にいただいたアドバイスは、オフロード排出という言葉を入れたほうがいいんじゃないかとあったんで、以前に助言があったので、そういうことで今回は排出という漢字を入れさせていただきました。

○原嶋委員長 些末なことですみません。

ほか、ございますでしょうか。

若干、言葉としては、5番目の助言については共通の理解ができるかどうか、ちょっと気にはなるところでありますけれども、残存の物件の有効性ということは、残った世帯ないし構造物が従来のような状況を保てるのかということなのかという感じがいたします。特に商売なんかをされている方なんかの影響だということが一般的に想定されるんですけども、そんなイメージでよろしいでしょうか。

○作本委員 委員長がおっしゃられたとおりで、私もこの手の資料でかなり偏りがあるという感じがします。もしわかりやすくできるようでしたら、そのように、ええ。残存物件って、何に関しての残存かわかりませんので。

○原嶋委員長 特に先ほどのお話ですと、商売されている非正規住民というか、世帯がかなりの数あるようですので、その方に対する特に経済的な影響が大きいかと思っておりますので、そこに着目したということで理解をさせていただきたいと思っております。

ほか、ございますでしょうか。

あと、その論点に出ているところの、今回、指定部族ではないけれども、影響を受ける人たちに對する不利益というか、それは具体的に何か措置が考えられることなんでしょうか。あるいは今後の課題としては当然出てくるとは思いますけれども、その中間的な立場の方の緩和措置みたいなものというのは、何か具体的に考えられるんですか。

○小井手 私の方から回答させていただきます。

今回、二つ、この論点の中で挙げられている配慮の対象というものがあると思うんですけれども、指定部族及び社会的弱者ということで、指定部族は、皆さんご理解のとおりだと思いますが、社会的弱者については、一般的にそのガイドラインに基づいて議論される、ワーキンググループ等よく挙げられている女性だとか障害者の方だとか、そういう方々に対してもしっかりと配慮を行うということで、補償の中で、支援の中でちゃんと配慮していくということになっております。

以上です。

○掛川委員 クラリフィケーションなんですけれども、社会配慮の5.のところ、建物構造物への影響性と残存物件の有効性との関連性を確認することということで、今、JICA側からは全てコメントを受け入れるということになりますということ伺ったんですけれども、実際にはこれはどのように確認される、もしくは調査されることになるんですか。全てのこの残っている建物とかを、全て1件ずつ訪問してとか、そういったことになるんですか。

○小井手 ありがとうございます。今回、小椋委員からいただいたご指摘に基づきまして、我々としてどのように対応するかというふうに考えていることとしては、まずはインドの国内で規定される国内法に基づくその残存性の確認の仕方というものがあるということだけは聞いていますので、その詳細を今回の審査の中で確認をしていくということをしていきたいと考えております。

また、小椋委員から、その当日に、日本の具体的な基準だとか、そういうものもありまして、ちょっとマニアック過ぎて、まだ理解がついていけないところもあるんですけれども、そこを勉強させていただきながら、照らし合わせて、インドはどういうふうに行っているのかというところをちょっと確認していきたいなと考えています。

以上です。

○鈴木委員 鈴木です。非常に些末なことで申しわけないんですが、5ページの樹木伐採のところ、これは上から3行目に、haのところは有効数字、下6桁まで入ってhaと書いてあるんですが、これは、こういう表現は普通かねという気がしますけれども。

○小井手 大変失礼いたしました。約80haでございます。修正させていただきます。

○米田副委員長 すみません、ちょっと助言から離れてしまうんですけれども、ちょっと気になってグーグルマップとかを見てみたら、確かにここには、生態系の話ですが、事業地周辺ではプランテーション、畑作で土地の改変が行われているとあるんですけれども、マップで見ると森林を1つ横切っているんですね。その森林はバングラデシュ側からずっと続いてきて、その26km南東のGumti野生保護区のほうまで続いているような森林であるということで、やはり森林を横切る道路

を拡幅するという事なので、全く影響がないということが本当にあるのだろうか。その野生動物とかがいなくて。そのマップで見ると限りはすごくいい森林のように見えるので、野生動物が全くいないとか、そういうことが本当にあるのだろうかというのがちょっと疑問に思われたんですが、多分ワーキングのほうではEIAの報告書とかも検討されたと思いますし、そのあたり、もし何かワーキングで意見が出ていけば教えていただきたいなと思ったのと、あと、もし何かJICAのほうでご説明があれば、教えていただきたいなと思います。

○鈴木委員 関連で追加していいですか。

○原嶋委員長 はい、どうぞ。じゃ、先に。

○作本委員 今のご質問、一月以上前なんで記憶も定かじゃないんですけども、まずこのGumtiの野生保護区が8km離れていて、影響があるのかどうかというようなところが議論になりました。バッファゾーン等もあるんだというようなことでですね。

あともう一つは、バングラデシュの国内に越境部ではありますが、そちらのほうにもかなり森林等が残っているというか、そういうようなことがありました。現地のNGOあるいは専門家で研究者、そういう人たちを集めてミーティングをやってくれた上で、こういう結論を引き出したということは聞いております。

ですから、私どもは一応それを尊重した上で、それでも信用できますかという感じ、できますかという形でやりとりをワーキンググループのほうでやったように記憶をしております。

○原嶋委員長 鈴木さん、どうぞ。

○鈴木委員 鈴木です。その保護区のところは、1つは簡単な模式図で図示をしてもらうと関係がわかりやすく、いいと思うんですね。

それから、生態系の連続性は見られないというのは、やっぱり読んだときには、かなりドキッとしますよね。それで、それがなぜかというところにはフェンスがあるからなのか、その植生の高さが違うからなのか、人のかかわり方が違うからなのか。植生の連続性が見られないということと、生態系として連続していないというのは結構違うと思いますので、表現の方法は考えたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

もう一つ、EIAで本対象地域の植物と動物の種類が出ているんだけど、これは道路で、この道路にかかるところで見つけれられたものという表現なのか、それともこの地域で、植物が165で動物が105というのは結構少ないんじゃないという気がしないでもないんですけども、書き方ですけども、ちょっと考えていただいたほうがいいかなと思います。

○原嶋委員長 環境レビュー方針の4ページの下の方、2)で生態系というところがあります。その文言をめぐってのご質問というか、ご指摘ですね。

あと日比委員にお願いします。

○日比委員 ありがとうございます。同じくこの自然環境のところ、1つ、バングラデシュ側のこのRajkandiからずっと南の現地までのその連続性のところももうご意見があったとお聞き、ちょっと懸念しておりますし、特にフェンスのあるないだけが直接その生態系の連続性をそれだけ断絶するのかというのがちょっと疑問なんですけれども、特に鳥類は当然フェンスで断絶される可能性は非常に低いですから、そこはちょっと要注意かなと。

それからもう1点、Rema Kalengaですね、バングラデシュ側。資料の中では、事業対象地から

17km離れているとあるんですけれども、地図で見る限りでは事業地はこの保護区に沿って通る。保護区からの距離にして数百mというような距離、ほとんど隣接するように見受けられるんですけれど。ちょっとその確認のほうをお願いできればと思います。通ってはいないと思うんですけれども、中をですね。

○小井手 では、私のほうからご回答させていただきます。

まず、鈴木委員からのご指摘なんですけれども、回答させていただく前に、どういう保護区があって、どういう生態的に配慮が必要な地域があるかというところを一旦整理をさせていただきたいんですけれども、今いろいろとご指摘いただいたもので、混在をしていたと思うんですが、まず、当初8kmというふうに呼んでおりました、Gumti野生保護区なんですけれども、今回のスコープが変更されたことによりまして、26km南東ということに変わっております。具体的にそれが、この下のところが今回、事業対象から落ちたんですけれども、もともとこの場所から南東にあるところに、Gumti野生保護区が8km先にあったということになっているんですが、今回、事業の対象からこの線形は落ちましたので、ここからこのGumtiの野生保護区までは26kmというものが1つあります。ここに生息している野生動物としては、基本的にはバーナブルシュのサルとか、あとは鳥とか、いろいろいるということなんですけれども、我々としてはこの事業から26km離れたところに、この拡幅の道路事業で多大な影響が及ぶものというふうには考えてはおりません。それらのことについては、そのシミュレーションとか、そういったところでも一応データとしては出しているところです。

続きまして、二つ目。続いてRema Kalenga野生保護区というところが、バングラデシュ側で事業対象地から17km離れた場所で、この地域にあるんですけれども、ここにヒョウがいるということを知っております。ただ、17km離れた地域、かつヒョウですので、これは、さすがにフェンスで区切られることで入ってこないということが言えるのかなというふうに考えていることと、あとはその地域のコミュニティでヒアリングを行ったところ、そういう野生動物がインド側に入ってきているということが聞かれている事例はないということは、確認をしております。

最後に、Rajkandi Reserve ForestというKBAに当たるものが、事業対象地から2kmあるというところで、こちらが当初ご指摘いただいた連続性があるものじゃないかと、森林でつながっているものじゃないかという箇所になるかと思うんですけれども、この地域がこの真上ですね。国境からすぐ上、ここです。ここにあるということになっております。

まずこの3つ、今回対象と、配慮が必要とされているだろうと思われる場所が上げられます。その上でご回答をさせていただくんですけれども、鈴木委員からご指摘いただいた表現の方法につきましては、再度検討させていただく必要があるかと思っておりますので、考えたいと思います。

続きまして、今回のこのEIAの調査結果によって出てきている165種、103種が確認されているという情報は何を対象としているのかということに関してなんですけれども、これは事業対象地、かつエリア・オブ・インパクト、事業対象地から10km範囲で今回EIAを調査対象としておりますので、そのエリア・オブ・インパクトの中で確認された種類が、これらの165種等の生物になっています。

最後、日比委員からご指摘いただいた点なんですけれども、Rajkandiのところの生態に特にに関して鳥類がKBAに存在するのではないかと、配慮がどういうふうになっているのかという点なんですけれども、こちらにつきましては、確かにそのフェンスだけではなかなか防ぎ切れなところもあ

るかと思えます。具体的には、今回の道路の拡幅事業で生じる影響としては、工事中の騒音だとか大気質だとか、または供用時の交通量が増加することによる騒音が増えるだとか、そういう話になってくるとは思うんですが、これらは先ほどご説明させていただいたとおり、全てシミュレーションを行いまして、これらの当該地域に対して影響が及ばない、その影響が人体に影響を及ぼすものでないというところの確認だけはできておりますので、KBAにおいても、そこまで大きな影響を与えるものじゃないかなというふうに考えています。

以上です。

○日比委員 ありがとうございます。Rema Kalengaのところなんですけれども、ちょっと前へ出てよろしいでしょうか。IUCNの保護区のデータとか、グーグルマップも見てもなんですけれども、この辺、こういう感じに指定されているんですね。多分この、この国境まで少なくとも保護区は指定されているので、これは結構ぎりぎり国境線に沿った事業地になっている。だと、その17kmとかというのは何かの間違いかなと思うんですけれども。

○小井手 ご指摘、ありがとうございます。今すぐに正確な情報が我々には出てきませんので、アイファット等で改めて確認をして正確なkm数を提示の上、この後、環境レビューの結果の説明の機会がございますので、その際にご説明をさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○原嶋委員長 一応、現在までの前提としては17kmという前提で議論を進めていらっしゃったわけですね。そこをもう一度確認していただくということは、お願いするということではよろしいでしょうか。

○小井手 はい。

○原嶋委員長 今の点はよく確認してください。

○小井手 はい、承知いたしました。

○原嶋委員長 お二人のご意見で、位置関係がちょっと一致していないような印象もありますので。あと助言文そのものについては、いただいたワーキンググループで議論していただいたものについて、幾つかコメントがありましたけれども、文書そのものとしては、ご提案いただいたものでよろしいということではいかがでございましょうか。もし何か問題がございましたら、ご指摘をお願いしたいと思いますけれども。

それでは、一応、助言文についてはこれで確定をさせていただきたいと存じます。

あと環境レビュー方針については、幾つか修正を検討することも含めて、コメントを頂戴しておりますので、それに合わせて事実確認と修正ということで、これはまた何かご報告、先ほどのお話ですとご報告をいただくような機会があるということでしょうか。

○小井手 環境レビューの結果報告というものが機会としてある認識ですので、レビュー結果をまたその助言委員会全体会合の場でご報告することになりますので、その際に説明いたします。

○原嶋委員長 じゃ、その点よく確認をお願いします。

それでは、何かございますでしょうか。今の点は結構センシティブなので、よく確認してください。

特になければ、一応本件についてはここで締めくくりとさせていただきまして、あわせて休憩をとらせていただきたいと思いますので、一応4時10分をめぐりに再開をさせていただきたいと思いま

すので、よろしくお願いします。

じゃ、一旦休憩ということで、よろしくお願いします。

午後3時58分休憩

午後4時09分再開

○原嶋委員長 それでは、再開させていただきたいと思います。

続きまして、5番目になりますけれども、モニタリング段階の報告でございます。

事務局からよろしくお願いします。

○小島 審査部の小島です。

半年に1度ほど、既存案件のモニタリング状況を報告するというようになっております。前回、村瀬がやったと思うんですが、今回私がやらせていただきます。

まず、次のスライドへ移っていただいて、今から説明するリストは見覚えのあるものだと思いますけれども、基本的に前回から更新したものには下線部をつけていますので、何が変わったのかというのがわかると思います。表の中で薄い緑がついているものについては、RAPのモニタリング結果のJICA公開については、相手国政府の合意が得られなかったもので、濃い緑のものについては、EIA、RAPとも、両方とも公開についての合意が得られなかったものということになっています。

じゃ、1ページずつざっと説明させていただきます。

これは2ページ目ですね。変更があったのは、インドのデリーの高速輸送システムのもので、1年近く前のものになるんですけれども、モニタリング報告書は出てきているというところでございます。

次の3ページ目についても、この濃い色が環境社会、両方についての公開が了承とれていないものです。バングラデシュにおいてはそのようになってしまっています。10番のカンボジアにおいて、2019年第1四半期のモニタリング結果が出てきているというところでございます。

4ページ目については、インドのムンバイメトロ3号線建設計画のものが、2019年第1四半期のものが出てきているということになります。

5ページ目については、カンボジアの5号線の事業区間において、事業実施中というところに変更になったほか、2019年第1四半期のモニタリング報告書が出ているというところでございます。

6ページは、コスタリカの地熱発電ですね。これの報告書が出ているというところですよ。

7ページ目は特に修正されたものではなくて、このページもないですね。これは、一番下39番、インドの北東州道路網連結性改善計画、先ほどご説明があったものの前段ものなんですけれども、ステータスが事業実施中になって、2019年第2四半期のモニタリング報告書が出ているということでございます。

10ページ目については、インドのムンバイ港横断道路建設計画がモニタリング報告書が出たというもの。それと42番、コスタリカの地熱発電のものについて、モニタリング報告書が出てきたというところになっています。

11ページ目は特に変更はありません。

12ページ目も変更はありません。

13ページ目については、53番のフィリピン、ボホール空港建設計画について、ステータスが、完成して供用中ということになっています。

あとは、このページは54番のインドネシア、ジャカルタ都市高速道路事業について、ステータスが事業実施中になったというところでございます。

15ページ目については特に修正はなくて、16ページ目、64番から新たに案件としてリストされているものでございます。全部、下線部引いてありますが、これは新たにモニタリング中の案件として、情報公開を今後していくものについてでございます。66番については、モニタリング報告書が得られているので、それを公開しているというところでございます。

完全ではないんですけれども、引き続きモニタリング報告書については取りつけを進めるというところで、取り組んでいきたいと思っています。また半年後ぐらいになったら、このリストについてどんどん更新していったものを皆さんにご説明するというのが、この報告の趣旨でございます。

以上です。

○原嶋委員長 それでは、今のご説明に関しまして、ご発言がございましたら挙手をお願いします。じゃ、源氏田さんからまず。

○源氏田委員 一つ教えていただきたいのですが、同じ国で同じような事業でも、片方はEIA、RAPとも公表されていて、片方はされていないというものが時々あるんですが。例えばインドの12番ですね。12番、ムンバイメトロ3号線建設事業については、EIA、RAPとも公表されているようなのですが、件名でいうと33番のインド、アーメダバード・メトロ事業、こちらのほうはEIAもRAPも公表されていないという感じなんですが、これはどういう、事業時期の違いによるものなのか、それとも何か理由があるのか教えていただけますか。

○小島 個別の事例まで、すみません、私の頭の中には入っていませんが、一般論として、国の中でも実施機関が違くと公表の方針が違ふということはあると思います。これは多分、前回、村瀬が説明したときもそうだったんですけれども、一般的に公表を嫌がる実施機関に対して、私たちは働きかけをしていて、その結果、公表されるものもありますし、逆に、先方政府の制度が変わって、やっぱり公表をやめたというのものもしかしたらあるんじゃないかなと思いますので、同じ国であつてもいろんな色分けされているのがあるのは、まさにお気づきになったところじゃないかなと思います。

○掛川委員 EIAとRAP、両方公開されていない場合ですとか、RAPが公開されていない場合ですとか、特に公開されていない場合が一番私たちは気になる場所なんですけれども、それは一般公開はしないということもあり得るかと思うんですけれども、JICAさんとしては、そのモニタリング計画に沿って先方政府それぞれが、きちんと計画どおり行っているということは、それで問題がないということは確認済みと理解してよろしいですか。

○小島 はい、事業が実施中のものについては、いろんなレポートが提出されますので、それを通じて確認しているということでございます。

○掛川委員 ここのリストに「未公開」とあるものでも、全て問題はない状況で続いているというふうに理解してよろしいですか。

○小島 全く問題ないというとなんですけれども、問題があつたとしても私たちからは、この数値おかしいけれども、ちゃんとそれに対して手配しているのというコメントはしています。

○原嶋委員長 公開はされていないけれども、審査部ないしJICAとして情報は一応持っているということです。それが、その情報そのものが妥当かどうかは、また別の議論になりますということで

すよね。

○小島 はい。

○島委員 島です。細かい質問になっちゃうんですけども、15ページで、58番のウガンダの案件で、今回のアップデートではないんですけども、詳細設計中でモニタリング結果というのが出てきているんですけども、詳細設計の段階でこういったモニタリングが出てくるのか興味がありまして、わかれば知りたいんですが。

○小島 すみません、私の知見がないだけで、調べてみます。

○島委員 わかりました。

○重田委員 よろしいですか。前回に続いてというか、バングラデシュのほうが具体的にハードルが高いという、EIAもRAPも公開しない方針が続いていると思うんです、一部を除いてですね。特にマタバリのこの石炭火力発電所、今、温暖化の問題で非常に微妙だと思うんですけども、この辺は我々も石炭火力発電所という事情なので、やっぱり知っておきたいというのはありますけれども、その辺、どこまで公開可能なのか、全くこのようになってしまうのか、その辺の事情をご説明いただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

○小島 あまりお答えできることがなくて、法務に従ってモニタリングの状況を定期的に先方政府から提出してもらっているんですけども、その公表について了承するかしないかというのは、先方に確認した上でやっているところでございます。繰り返しですけども、できるだけ公表するようにお願いしたいというのは、事前にも事後にも申し上げてやっているものでございますので、その上で先方政府がやはり公開しないといったときに、私たちとして出せるものはなかなかないのかなというのが、ご説明できるところでございます。

○重田委員 2016年7月ですか、バングラデシュ・ダッカでああいうテロ事件で悲惨な状況があって、そういう配慮もどこかであるのかもしれないんですけども、できるだけ公開するように働きかけていただきたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 寺原さん、すみませんでした。次、どうぞお願いします。

○寺原委員 寺原でございます。これは前にもちよっと議論あったかもしれないんですが、ご確認したいんですけども、色分けのEIAとRAPが非公開になっている。外に対しては非公開で、JICAさんは受けとっていらっしゃるということですよ。このNAという表現なんです、Not availableで、もらっていないということじゃなくて、JICAはもらっているけれども公開の対象にならないということですよ。

ということであれば、もらっていること自体も秘密というか、公開できないのか。はっきり申しますと、NAというとりつくしまがないので、アップデートとしてはもらっているけれども、公開はしないというような日にちを、例えば11番と12番ですね。Not availableだけでも、最新のモニタリング結果はもらっていますと。ただ、それは公開できませんというふうに表現したほうが、我々にとってはわかりやすいのかなと思いますね。ただ、この前の議論で、最新のものについては、アップデートについてはアップロードするかどうかということは議論がされたと思うんですけども、このEIAもRAPも外部に対して公開しないということで構わないと思うんですけども、表現の仕方としてはもう少し、いつまではもらっていますというような形になったほうがちょっと委員

に対しては親切かなと思うんですけども、これをもらっている、もらっていないということも公開できないということなんでしょうか。わかりますか。

○原嶋委員長 availableという言葉なのか、公開の可否ということと、その入手している、入手していないというのは別なんですね。だからそこを、今の表現としてはごちゃごちゃになっていて、Not availableだとJICAさんも入手していないんじゃないかと捉えられてしまうんじゃないかということですよ。

○寺原委員 すみません、そのとおりでございます。質問の仕方が悪くて。

○小島 ご質問されている趣旨は理解しました。これはNot availableより、Not aplicableでという意味と私は受けとっています。なので、その時期を、受けとっているか否かを公開するかどうかについてはちょっと考えさせてください。

○原嶋委員長 ちゃんと入手しているということをアピールしていただいても、むしろいいんじゃないかなということですよ。JICAのほうとしてはちゃんと情報としては確保しているということをアピールしていただいたほうが、外から見ても、ちゃんとやっているんだなと。ただ、情報は先方の都合が悪くて見られないんだなということがありますから、むしろJICAさんにとってもいい方向で、今の提案だと思しますので、ご検討いただいて。

あと何かネットのほうの改善も進めていただいているだろうと思いますけれどもね。

○小島 はい。ちょっと寺原委員から言及があった、過去のものについても残しておくべきじゃないかということについては、これまでずっと過去のものも消してきていたんですけども、それをもう一度表示するためには、また手配が必要で、それについてはマンパワーでやるしかないので、そこをおくれているところについてはご理解いただきたいというところでございます。取り次いでいるというところです。

○原嶋委員長 重田委員からありましたけれども、バングラデシュは国としてなかなかたくななななですね。全体として、マタハリだけじゃなくて、国としてなかなか情報公開についてはかたくなな国なんですね。この傾向を拝見していると、たしかそれがあるんですよ。

○重田委員 私も昨年3月、バングラデシュ、JICAの事務所を訪問させていただきましたけれども、事務所もかなりハードルが高い感じでした。所長も出てきていただいたんですけども、あまり具体的なお話を聞けなかったかなという印象です。マタハリ火力発電所のこと、聞きましたけれども、いや、そこは行かないほうがいいですよというような、そういう回答一辺倒だったんで、少し残念な気がしました。

○米田副委員長 すみません、細かいことですが1つ確認させてください。

51番と55番の一番右側にナンバー40参照と書いてあるんですが、これは39番だと理解してよろしいでしょうか。

○小島 はい、そうです。大変失礼しました。

○村山委員 今回、64番から新規案件ということで追加をいただいていると思うんですが、ガイドラインではモニタリングの報告を委員会は受けるということになっていて、便宜上こういう形で表を整理をしていただいているんですけども、少なくとも1回は、各案件について公表されているものは報告をいただくということになっていたと思うんですね。

今回、66番については、2019年の第1四半期に対象期間ということで、これは公表されていると

思うんですが、この報告はどこかの段階でいただけるのでしょうか。これまでの議論では、あまりにも早い段階だと、あまり情報がないということで、場合によってはもう少し後の段階で報告をいただくこともあるだろうということではあったと思うんですけども、少なくとも各案件、公表されているものは、1回は報告をしてもらうということになっていたと思います。この点について確認させていただければと思います。

○小島 審査部の小島です。私たち、カテゴリAの案件について、一度、実施段階に移ったら皆さんに対して報告する必要があるというのは理解しているんですが、この表とそれがリンクしていないだけであって、それはプロセスとしてきちんと認識しています。

○原嶋委員長 ほか、ございますでしょうか。

じゃ、バングラデシュの事務所には、よろしくお伝えくださいませ。

よろしいでしょうか。

それでは、一応この報告については締めくくりとさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、その他ということで、二つございまして、一つはガイドラインの包括的な検討についてでございます。よろしくお願いいたします。

○加藤 それでは、事務局からJICA環境社会配慮ガイドラインの包括的検討の今後の進め方等のアップデート情報をご説明させていただきます。

本日の全体会合の冒頭で用いました全体会合日程をご覧くださいますと、1月には2回ワーキンググループ開催を予定しています。1月17日には、包括的検討の第1回、理念と気候変動について、JICAの竹橋のオフィスで開催、そして第2回が1月27日、月曜日に、対象事業および情報公開について、JICA本部で開催をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

そして、2つ目は、当日の主査につきまして、通常のワーキンググループではその当日その場で主査をお決めいただいておりますけれども、今回の包括的検討はワーキンググループの持ち方も初めてで、早めに主査をお決めいただいたほうがよろしいかなと思っておりまして、もしお許しいただければ、本日の全体会合の場で、17日、27日について主査の方を決定することができればと思いますが、いかがでいらっしゃいますでしょうか。

○原嶋委員長 そういう意味では、ワーキンググループも従来の事業案件のワーキンググループとは大分性質が違いますので、もし差し支えなければワーキンググループの持ち方について何かご意見があれば、限られた時間ではございますけれども、前回の話では、今回の包括的な検討について、また、流れとしては、今回はワーキンググループを設けて、その後、JICAさんのほうで有識者の会議などを設けて方向性を決めていくという流れの中の一環だというふうに伺っていますけれども、今回のワーキンググループの役割としては、そのガイドラインそのものの改定の必要性、あるいはそうではないかという、そういったところが1つの大きな論点になるという理解でよろしいでしょうか。

○加藤 はい、そのようなご理解で結構です。今までの様々な国際潮流の変化等も踏まえた改定に当たって考えるべき論点というのは、これまで2年間のレビュー調査を通じて明らかにされてきています。ワーキンググループではそれを論点として挙げまして、包括的検討を8回にわたり開催することを想定をしています。

そこでは、論点について幅広い側面から問題点や考えるべき点を洗い出して、議論をさせていただいて、それを助言委員会の助言として確定をいただきたい。そうしますと、その後に引き続き諮問委員会の場で、ガイドラインの改定に当たって考えるべき論点のさまざまな側面の視点や意見が集約をされて、ガイドライン改定の最終決定の判断に生かされるという形になります。従いまして、個別の包括的検討の場では幅広く議論いただいて、それを結果として残していくというところが大きな目的になります。

○原嶋委員長 今のご説明について何か確認、今後、特に最初が1つの出発点としては重要になるかと思えますけれども、第1回目、1月17日にご参加予定の委員の方を含めて、確認しておきたい点がございましたら、ご発言いただきたいと思えます。

○作本委員 私も第1回目のコメントをお伺いしたばかりなので、どのように自分でこれを取り込んでというか、勉強したらいいのかわからなかったことがあります。

JICAさんからは、皆さんご存じのように、包括的検討のための資料を2種類ぐらいお送りいただいて、最後のページに、こういうことを特にJICAとしては参加者にポイントとして議論してもらいたいというのが出ていますよね。そこで自分自身の、例えば論点は私はいただいたんですが、もう一つ報告書をいただいています。論点案で議論されている内容の中から、こちらのほうにシフトしてというか集中して、かなり悩んでいられる点をJICAさんが正直にここに列記されていますので、ここに議論を集中してやったほうがいいんでしょうか、あるいは、いただいた資料には幅広く内容を捉えてというか、議論されていますので、そちらのほうからもう1回ゼロから出発して、探して、勉強したほうがいいのかどうか、それがよくわからなかった。自分なりに迷ったところをちょっとご相談をかけています。

○加藤 ありがとうございます。限られた時間での議論ということで、事務局としては、議論の焦点を主査の方に進めやすい形で、今我々が悩んでいるポイントを議論ポイントとして挙げさせていただいております。ただ、議論をそこに限るということではなく、それ以外にも同じテーマのところ助言委員が非常に重要な問題として捉えている点を入れていき、ワーキンググループで広くご議論いただく機会を持ちたいと思えます。

○重田委員 そうすると、幅広くということだと、言いつ放しで終わってしまっているのかどうかということなんですけれども、ある程度、獲得目標とか、特にガイドラインの改定の問題としてどう落としどころをしていくのかという、その辺の議論というのはどうなんでしょう。

あと、ほかのワーキングとの関係性、1回目、これは全体案ということでやる予定ですが、その辺はいかがでしょうか。お願いします。

○加藤 第1回のワーキンググループでも、既に96点のコメントをいただいております。そこも考えますと、ご意見をどのように収れんをして、問題点というか、考えるべきポイントとして助言確定していくかというところは非常に難しいポイントかなとは思っております。諮問委員会での検討に資するためには、できる限りポイントを収れんをさせて、考えるべき点をまとめていくほうがよろしいのではないかと考えております。

最終的に助言の確定のところ、助言委員会としてのコメントとして確定するか否かというところの取舍選択はおありになるかなと推察しております。

○重田委員 ほかのワーキングとの関係はどうなんでしょうか。ここで議論することは。

○加藤 このワーキングと他のワーキングは関係ないテーマで切れているという状況ではなく、ある議論が複数のテーマにわたっていることもございますし、そこはそれぞれのワーキングの機会にできる限りのご意見をいただいて、それぞれのワーキンググループでの助言をまとめていくということだと考えております。

○重田委員 はい、わかりました。

○原嶋委員長 ほか、ございますでしょうか。

言いつ放しという形よりも、どちらかという論点を絞っていただいて、繰り返しになりますけれども、最終的には今回、改定をするのかしないのかという判断に寄与すると。結果はともかくとして、寄与するということが1つの到達点なのかなという印象は持っておりますけれども、ほか、いかがでしょうか。

あと、具体的に今の審査部のご要望としては、特に最初が難しい点もございますので、時間の制約もございますので、もし差し支えなければ、主査をある程度、今の段階でお願いをしておきたいというご要望だと思っておりますけれども、作本先生、いかがでしょうか。ご経験も豊富。

○作本委員 さっきのが終わって……

○原嶋委員長 特に最初が大事で、やっぱりご経験と能力から進行役ということで最初お願いするというので、皆さんのご同意が得られて、先生のご了解をいただければ、最初、もし差し支えなければお願いしたいと。

○作本委員 その次の全体会で、またもう1回議論しますんですか、あるいは要約を今回の関係で……

○原嶋委員長 そこはワーキンググループの助言を尊重するという範囲の中での議論になりますので、それをちゃぶ台返しするということは考えていないのですけれども。

○作本委員 ちゃぶ台返しの場合には、もう反論できないんじゃないかなと思ったんですけれどもどね。

○原嶋委員長 そういうことも含めて皆さんのご同意が得られれば、作本先生にお願いしたいなというふうに個人的には思っています。

○作本委員 できることなら。

○原嶋委員長 委員の方、最初によろしい、差し支えなければよろしいでしょうか。

○作本委員 それと、もう一つ聞いていいですか。世銀のESSですか、何かこちらのほうのプログラムが変わったということで、JICAさんのいろいろ細かい項目をできるだけ近づけようかという、そういう何か考え方があるでしょうかね。今の8回までのプログラムというか、中で、大体、論点番号の中に、最初のころは少ないんですけれども、世銀のこちらのほうのガイドラインというんですか、そちらに近づけるといって、調和的なものを求めたらいいのか、そこは。

○原嶋委員長 気になったんですけれども、2016年に改定して、18年から多分、世銀のポリシーが変わっていますけれども、それはネットでは公開されているので私も拝見しましたけれども、委員の皆さんには一応、情報源として提供していただいたほうがいいですよ。ネットでとれるので、皆さんとっている方いらっしゃると思いますけれども、結構変わっていて、それに関するいろんな論考も出ていますので、特に気候変動とか先住民のところが変わっているようですし、あと、借入れ国側のシステムを利用するとかいう新しい考え方とかいろいろ出ているようなので、一応情報

源としては提供していただけませんか。日本語版ができているかどうか私も知りませんが、英語ではその原文はとれますので、ネットでは。それは必要だと思いますが。

○加藤 はい、ネットのリンクの情報をご提供させていただきます。そして、それとJICAのガイドラインとの比較の検討は、これまでの2年間のレビュー調査の報告書の中でも、日本語である程度分析をしております。

作本委員からご指摘のあった点は、今のガイドラインでも「世界銀行のセーフガードポリシーと大きな乖離がないことを確認する」という記載がございます。その観点から、今のESSでは書類作成などある側面で非常に厳しくなっていてハードルが高いところがございますけれども、現行ガイドラインで言っている「世界銀行のセーフガードポリシーと大きな乖離がない」という考え方にたって、果たして現実的にすべて取り上げられるかどうかということも、今回の包括的検討のところではよく議論をさせていただきたいと思います。

○作本委員 今のお話、ありがとうございます。いただいている資料の中には、ずっとホームページでJICAさんが出されているので、1つずつクリックしてやられたんですが、105番ですか、最後のころの、そこに全体の報告書が、105番のナンバー5という、ここに今回まとめられた、すごいエネルギーを注ぎ込まれた報告書ができていて、さらに105の6番でしたっけ。枝番の。そこに論点案というのがあるんですね。報告書のページをあっちをめくったり、こっちをめくったりすると内容を捉えづらいんで、順番どおりじゃないということで、そこでその論点案で議論された周辺を探るために、その論点案を読ませていただくと、この包括ので示されているこの内容よりもちょっと膨らませたような情報が得られる気がするんですけども、そのようなアプローチでよろしいでしょうか。限られた時間の中でどこまで、例えば世銀の原文に当たってみる必要があるのかどうかとか、そのあたり、ちょっと教えていただくと作業面で楽なんですけれども。

○加藤 おっしゃっていただいたように、今のレビュー調査について、最終報告書案をパブコメにかけたところまで公開しておりますが、その中に、最後に論点案というところで問題点を抽出して、記載をしておりますので、そのネットリンクも助言委員の皆様にお送りします。それをご覧いただくと、ある程度その議論の背景となる考え方がまとめて書いてあるということになります。

○原嶋委員長 遠慮なく、新しいスタイルといいますか、従来にないスタイルです。

○加藤 もし、可能でしたら、1月17日に加えまして、27日の主査の確認も。

○原嶋委員長 ちょっと待って、村山委員。

○村山委員 すみません、進め方にもかかわるんですけども、先ほど初回が96ぐらいのコメントがある。結構大きい数字で、それをまとめるのはなかなか大変かなという気がするんですけども、従来、通常の案件だとコメント表が一つの資料になって、助言は相当絞ってきていると思うんですね。当初はかなり助言も長いものがあったと思うんですが、だんだん最近絞られて数点ぐらいになっていると思うんですけども、この包括的な検討についてはあまり絞らずに、どちらかというロングリストのような形でもいいのかなと思います。特に、最初はですね。

先ほど重田委員のお話にあったように、ほかのワーキングがどういう議論をしているかということもやっぱり共有して、次の段階でかなり絞っていくというほうが、何となくいいような気がするんです。なので、最初の段階の助言はあまり絞らずに、ロングリストと言ってしまってもいいのかわからないですけども、いろいろな意見があるものを少し集約するぐらいで、ひとまずおさめて、

次の段階でもう少し絞っていくという、2段階と言っているのかどうか分からないですけども、それぐらいのほうは何となくいいような気がします。まだやっていないのでわかりませんが、そのほうが多分、主査の方もあまり苦勞せずに進められるんじゃないかという気がします。

○作本委員 今の村山委員のお考えは、もったもだと思います。先ほど出た108のこちらからのコメントだか質問、私もちょっと質問だかコメントだかわからないようなことを幾つか提出させていただいたんですけども、それに全部JICAさんが答える必要があるんだろうかというか、恐らく倒れちゃうんじゃないかという。108についてですね。それを2週間ごと繰り返していったら、同じ内容もあるでしょうし、どうなんでしょうか。交通整理だけして、こういう問題、コメント、意見が出ましたというくりだけをつけておいていただいて、そこにJICAさんが模範解答のいつものような対応の回答をする必要まであるんでしょうかね。かなりの重い仕事になるんじゃないかと思って、ちょっとそちらのほうで、JICAさんが倒れる人が出たら困りますので、そういうことをちょっと気にしているんですが。

○加藤 ご配慮ありがとうございます。今のところはどのような形になるか負担感としては読めませんが、今の想定としましては、いただいている96のコメントに、JICAとしてのその時点での考え方を、できる範囲でワーキンググループの前日までにお送りする予定です。そうしますと、その中で大体、場合分けというか、議論ポイントのグループ分けが恐らくできるのではないかと考えております。そういった形で議論ポイントが、複数の大きなくりに分かれて絞り込むことができれば、当日の時間制約の中で議論する項目の焦点をしぼってご検討いただけるのではないかなと思います。

○作本委員 すみません、この先はどういう工程を歩むのかによって、どのあたりまで、こういう議論がありました、こちらのを好ましいと思いましたがという意見を、ワーキンググループの意見を伝えればいいのか、あるいはその先のJICAさんのステップが、もう具体的なアイデアに入れ込んでいくんだと。こっちにつくか、AをとるかBをとるかという判断がついたから、こっちにするんだという形に、もうこの後の段階、次の段階が見えれば、今現在の我々のやっていくその範囲が見えてくるような気がするんですが、何か先の予定は、もちろん全体のスケジュール表はいただいているんですけども、何かあれば教えていただけませんか。

○加藤 各ワーキンググループにつきまして、その次の全体会で助言の確定をするということで、8つのテーマに関しそれぞれ助言確定がされる想定をしております、その確定された助言は全て諮問委員会に提出をされ、それが改定すべきか、すべきじゃないか、する場合にはどのようにやるべきかといった諮問委員会の判断に生かされるということになります。

JICAとしては、そういった助言委員会の助言内容を踏まえたJICAとしての考えも恐らく諮問委員会に対し述べることになるかと思えます。

○林副委員長 林ですけども、今のお話だと、まとまるワーキングのアウトプットとしては逐語の議事録と助言というお話だったんですが、先ほど村山委員のほうからおっしゃられていたロングリスト的なもの、それは今までだとコメントしたものに対して回答をした回答表みたいなのが多分それに相当するんだと思うんですけども、その辺、それを公表するのがいいのかどうかというのはまたあるんですけども、村山委員がおっしゃっているのは多分、助言に絞り込むのがちょっと難しいんじゃないのという観点なんだと思うんですね。

私もロングリスト的に共有するというのは大切なことなのかなとも思いつつ、次のプロセスのと

きに、ロングリストがば一とあったときに、絞り込みのウエイトをするのが諮問委員会の先生なのかとかいうふうなあたりの仕分けは結構、作業の仕分けは難しいところはあると思うんですが、何かロングリスト的なものプラス簡単、ある程度のプライオリティみたいなのが議論の中でつけばいいのかなとは思いますが、限られた時間の中でどこまでできるのかというのは、まとまっていない意見なんですけれども、ちょっと気になる点ではあって、あとは作本委員の腕次第というところかなとは思ってはいます。

○作本委員 今、林副委員長、例えば次の全体会合ではどのような方法で、私がメモをつくって報告するか、先ほど村山委員のおっしゃるようにロングリスト、こういう議論、話が出ました、出ましたで羅列でいくのか、何か一つ形式でも、およその枠組みをつくっておいてくれると楽ですね。今までの論点とさっきの助言案はもう一つのルールができているから、それに沿ってやってきたんですけれども、これからの包括の報告の仕方は、例えばまとめ役がメモを1ページなり2ページなりつくってきて、こういう話がありましただけでは伝わりづらいですね。それはどう、何かいい方法は、お考えがあれば教えていただきたいんですが。

○加藤 今の想定としましては、通常の個別案件のワーキンググループと同様に、その場で出た助言内容については事務局で整理をして、事前にワーキンググループ出席委員の皆様へ送付します。それがロングリストという形かもしれないんですけれども、それを全体会合の場で資料として配付し、それに基づいて口頭で主査の方からご報告、説明をいただいて、通常の全体会合と同じような、その後に引き継いだ委員の皆様での議論、助言確定という形かなと思っております。

○作本委員 何度も申しわけありません。そうするとちょうど論点をまとめるような感じで、じゃ、次の全体会合にこの3点、議論点として引き継いでもらいましょうか。ロングリストになって10個でも構いませんが、そういう形のまとめ方でいきますか。具体的に、例えば今日は3つについて、5つについて論点議論をしましたと。これを次の全体会合で報告しますという。

今、事務局のほうでということをお願いしたのでありがたいんですけれども、そんな形で、じゃ、この3つを、あるいは5つを、あるいはこっちについて白黒を選択したというような形の、そういうものを次に全体会合にかけていくという繰り返しになるんでしょうかね。すみません、まだ要を得ないんで。

○加藤 事務局としても、そのようなイメージを持っております。

○原嶋委員長 最終的には、その改定が必要か、必要じゃないか、改定する場合にはどういう方針なのかというのが知りたいところというかで、村山先生がおっしゃったのは、無理やり絞る必要はなくて、その議論が残るような形で緩やかに、多めに残すと、そういう印象と理解していますけれども。

言葉の表現としてはどういう表現なのか、ちょっとそのあたりは、今回その主査の方にラポルトゥールというか、今度からちゃんと書記をつけていただいて、サポートしていただければと思いますけれども。

あと、2回目の主査も決めたいということでしょうか。そこまで決めますか。林さん、どうですか。村山先生。一応副委員長だ。元委員長。村山先生か林先生、どちらかということ。

○加藤 ありがとうございます。

○原嶋委員長 一応、もし皆さんのご同意をいただければ、ご調整いただいて、村山先生あるいは

林先生、どちらかでお願ひできればと思ひますけれども。

ほか、いかがでしょうか。イメージがなかなか共有できないので、最初はちょっと難しいかと思ひますけれども。

○加藤 ご都合の確認ですけれども、作本主査は全体会合が2月3日にございますので、そこでのご報告もお願いいたします。

村山委員には3月2日の月曜日の全体報告でのご報告をお願いします。

○原嶋委員長 村山先生か林先生。

○加藤 承知いたしました。

あわせまして、事務局から包括的検討の材料となっているレビュー調査に対するパブコメの回答のご報告を、あわせてさせていただければと思ひます。

本日までにできる限りレビュー調査の報告書の公開及び、パブコメ回答の公開を完了したかったのですが、内部の決裁がまだ間に合っておりませんで、本日はお手元にまだ最終版のパブコメ回答の配付がかなわず申し訳ありませんが、スクリーン画面で取り急ぎ全体のまとめの状況を報告をさせていただきたいと思ひます。

パブコメのご意見については、一度、前回の全体会合でご報告申し上げましたが、10件のご意見をいただきました。意見提出されている団体、差出人数としては4件でございます。

ももとの意見が英語のものは、原文のまま訳をせずにご載せておりますけれども、1番や2-1、2-2というところは個別の案件、一つ目はネパールの事業、そして二つ目、2-1から2-5はインドラマユの石炭火力に対する意見であり、それぞれのご意見についてはプロジェクト担当部署に伝達するとともに、本レビュー調査で対象としている案件については、レビュー調査の内容の客観性を増す観点から、レビュー調査の最終報告書に関する意見という形で最終報告書に掲載するとの回答としております。

また、2-2および2-3のところ、レビュー調査の目的であるガイドライン改定の包括的検討に資するものとして、ES借款の環境社会配慮の取り扱いについてご指摘を受けておりますので、これについてはJICAの考え方をここで記するとともに、最終報告書に記載するという回答です。

そして継続して、2-4および2-5も、インドラマユに関する事実関係の説明になっております。

2-6は、石炭火力の支援の方針についてガイドラインでの取り扱い等の指摘がありますので、JICAの考え方を回答をしております。

3-1からは、ティラワ経済特別区開発事業に関してです。3-1、3-2はティラワの個別案件の考え方についてのご指摘ですので、最終報告書に関する意見という形で掲載するとともに、プロジェクト担当部署にお伝えするという回答としております。

4-0から4-3は、レビュー報告書全体の考え方についてのご質問でありましたので、それについての回答を記載しております。具体的には報告書の方法論に関するご指摘に対して、調査対象案件の抽出の仕方に関する報告書での記載箇所を回答するとともに、対象となる案件に対し差出人の方から出ている書簡や対応について記載がないという点がございましたので、それを最終報告書にも記載をした旨を回答しております。そして4-3で個別案件についてガイドライン不遵守ではないかというご意見がありましたので、レビュー調査の内容の客観性を増す観点から最終報告書にもご意見を掲載するとともに、受領したご意見をプロジェクト担当部署に伝達をしております。

最後、異議申立手続についてもご指摘をいただいておりますので、これは今度の環境社会配慮ガイドラインの見直しに合わせて検討するという回答をしております。

以上、駆け足ですけれども、パブコメの回答の状況をご説明させていただきました。

以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

今のご報告で何かございましたら、どうぞ。

○作本委員 何度もすみません、作本ですけれども、今幾つかいただいた中で、特にこの異議申し立ては別のルールができていくのかというか、最初からあるわけですけれども、ここでもやっぱりどういう案件について異議申し立てが出たのかと、平場含めてですね。どのくらい対処されたかというJICAさんの基本スタンスを理解しないと、ガイドラインを勝手にいじってしまうわけにいかないかと思うんですけれども、そのあたりは自分で、ネットでJICAさんの公開されているものを見て勉強するというか、学ぶということになるんでしょうか、あるいは何かもう要約されたようなものがあるならば、参考にさせていただきたい。何が問題になったかというところを、我々、やっぱり将来の紛争解決のためにも、こっちで取り入れるべきかと思っています。

○加藤 ありがとうございます。異議申し立てに関する資料はホームページで公開をされておりますので、そのリンク先を先ほど申し上げたリンク情報とあわせてお送りをしたいと思います。

○原嶋委員長 ほか、よろしいでしょうか。

それでは、いずれにせよ今回のワーキンググループは初めてといたしますか、従来ないことで、若干試行錯誤の面はございますけれども、何卒ご協力をいただきまして、実りのある形にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

あと、審査部のほうも、ちょっと手厚くフォローをよろしく願います。記録なんかも、よろしく願います。

よろしいでしょうか。

特になければ、一応この件、これで締めくくりとさせていただきますして、17日、初回になりますので、よろしく願い申し上げます。

あと、その他、もう一つでしょうか。

○加藤 お手元に2020年度全体会合日程案を配付をしております。下半期の部分は変更の可能性がまだございますけれども、一応この日程でご予定をいただければと思っております。

よろしく願います。

○原嶋委員長 それでは、今後のスケジュールということで。

○加藤 次回の全体会合110回でございますけれども、2月3日、月曜日、2時からJICA本部、この同じ部屋で予定をしております。また、本日でございますけれども、本日18時より懇親会を開催をさせていただきます。一部資料で17時45分と記載しており申し訳ございませんが、18時でございます。それまでの間、控室としまして211会議室をご用意をしておりますので、ご利用いただければと思います。こちらを出られて2階に受付前の階段を上がっていただきます。

○原嶋委員長 それでは、この後の予定も先ほどご説明いただいたということで。

それでは、何かほか。どうぞ。

○小島 小島です。先ほどの宿題をちょっと減らすために。ウガンダの灌漑案件が無償資金協力で

今、詳細設計を実施中だけれども情報公開されているというのが、何が公開されているかというところなんです。詳細設計の際に灌漑施設をつくるものについての住民協議を行ったという報告が掲載されているというところなので、そういうことでございます。

以上です。

○原嶋委員長 よろしいでしょうか。

ほか、ございますでしょうか。全体を含めまして、何かご発言がございましたら、どうぞ。

○村山委員 モニタリング報告に戻ってしまって恐縮なんです。各個別の案件について、いつ報告があったかこの表ではわからないので、新規案件からで構わないので、表に助言委員会で報告があった日付を入れていただければと思います。そうしないといつ報告を受けたのかわからなくなってしまうので、よろしくお願いします。新規案件からで結構です。

○原嶋委員長 それは、だから先方からJICAにいつ報告があったかという日付でよろしいですか。

○村山委員 それは、可能であればぜひ入れていただきたいんですが、それと今申し上げたのは、この委員会への報告がいつだったかということです。

○原嶋委員長 その2件。先ほど寺原委員のご指摘にもありましたけれども、JICAに対して情報、報告があったということと、JICAが助言委員会に報告をしたという、その2段階ありますけれども、今、後者のようですけれども、もし可能であれば両方かもしれませんけれども、そこはちょっと最終的なご判断は任せますけれども、特に後者については残しておいていただきたいということです。

○小島 はい、検討したいと思います。ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、ほかございますでしょうか。ちょっと時間が押して申しわけございません。

特になければ、これで本日の会合を終了させていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

午後5時06分閉会